

# 地域安全まちづくり審議会「第4回企画部会」次第

日時：平成18年12月18日(月)15:00～  
場所：兵庫県公館第2会議室

## 1 開会

## 2 議事

- (1) 地域安全まちづくり審議会中間報告案による県民意見提出手続きについて
  
- (2) 地域安全まちづくり推進計画（仮称）案について
  
- (3) 今後のスケジュールについて

## 3 閉会

### 《配布資料》

地域安全まちづくり審議会中間報告案に係る県民意見提出手続き	資料1
地域安全まちづくり推進計画（仮称）案	資料2
今後のスケジュールについて	資料3

### 《参考資料》

第2回地域安全まちづくり審議会における指針に関する意見とその対応  
全国における「安全・安心条例」の制定状況  
道府県における防犯関連推進計画等の策定状況  
道府県における防犯関連推進計画等の概要  
本県における主な推進計画等の概要  
第2回地域安全まちづくり審議会議事録要旨  
第2回地域安全まちづくり審議会議事録  
地域安全まちづくり審議会第3回企画部会議事録要旨  
地域安全まちづくり審議会第3回企画部会議事録

## 地域安全まちづくり審議会中間報告案 (「地域安全まちづくり条例に基づく指針について」)

について皆様のご意見・ご提案を募集しています。

兵庫県では、最近 10 年間で犯罪発生件数が約 2 倍となるなど、安全で快適な生活が阻害される状況も見受けられるようになってきました。とりわけ、ひたたくりや空き巣など私たちの生活に身近なところでの犯罪が多くなっています。こうした状況に対応して、地域の安全は住民自らの力で確保しようとして、県下各地で数多くの県民の方々が防犯活動を展開されています。こうした地域ぐるみの取り組みの輪が大きく広がっていくことを目指し、兵庫県では、県民、地縁団体・NPO、事業者の皆さんに期待する活動やこれへの県の支援などを定めた「地域安全まちづくり条例」を制定し、本年 4 月 1 日から施行しています。

この条例の中で、県民の方々の活動への本県の支援策の一つとして、「推進計画」(県の様々な支援施策をわかりやすく一つにまとめたもの)や「指針」(学校・通学路等における子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針など、県民の皆さんの活動の具体的なガイドラインとなる 4 つの指針)の策定が定められています。このため、地域安全まちづくり審議会(犯罪社会学、住環境等の分野の有識者等で構成)に諮問し、同審議会において推進計画や指針の策定に向けた議論が重ねられてきました。

このたび、この審議会の中間報告案として「指針」の最終案が取りまとめられました(推進計画については審議会最終報告として別途取りまとめる予定です)ので、県民の皆さんのご意見・ご提案を募集します。多数のご応募をお待ちしています。

なお、お寄せいただいたご意見などの概要及びこれに対する県の考え方につきましては、最終決定後の審議会中間報告とともに、後日公表させていただきます。

### 1 意見募集する案件

地域安全まちづくり審議会中間報告案(「地域安全まちづくり条例に基づく指針について」)

### 2 詳しい資料の閲覧方法

#### (1) インターネット

兵庫県庁のホームページ(パブリックコメントのページ)に掲載。

アドレス <http://www.hyogo-intercampus.ne.jp/gallery/sankaku/pc-list.html>

#### (2) 県民情報センター

中央県民情報センター(神戸市中央区下山手通 4 - 16 - 3 兵庫県民会館 4 階)

各地域県民情報センター(神戸県民局を除く各地域の県民局内)

#### (3) 郵送

送付をご希望の方は、宛先(送付先)を記入し、140 円の郵便切手を貼った定形外封筒を下記の提出先まで送付してください。

なお、お送りする資料は「審議会中間報告案」のみであり、その他の参考資料はお送りできませんのでご容赦ください。(県民情報センターでは、参考資料を含めたすべての資料がご覧いただけます。)

### 3 ご意見・ご提案の提出

(1) 受付期間 平成 18 年 12 月 15 日(金)から平成 19 年 1 月 11 日(木)まで(必着)

#### (2) 提出方法

ア 記載様式は自由です。(よろしければ裏面の様式をご利用ください。)

イ 提出いただいたご意見などの内容について、当方から照会させていただく場合がありますので、住所(所在地)、氏名(団体名)、電話番号のご記入をお願いします。

また、県民意見提出手続が幅広く県民の皆さんに活用されるよう改善していくための参考資料としたいので、性別、年齢をご記入して下さるようご協力をお願いします。

ウ 下記の提出先まで、電子メール、ファクシミリ、郵送により送付または持参してください。

なお、お電話でのご意見等の提出はご遠慮いただいておりますのでご理解ください。

(3) 提出先 〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号

兵庫県県民政策部地域協働局地域安全課 企画係

電話) 078-362-3173(直通) ファクシミリ) 078-362-4465

e-mail) [chiikianzen@pref.hyogo.jp](mailto:chiikianzen@pref.hyogo.jp)

地域安全まちづくり審議会中間報告案

(「地域安全まちづくり条例に基づく指針について」) についての意見・提案

1枚で書ききれない場合は、様式や用紙については問いませんので、どのような用紙をお使いいただいても結構です

氏名	性別	年齢
住所		電話番号

性別、年齢については、必須ではありませんので、差し支えがなければ記入してください。

(送付先) 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県民政策部地域協働局地域安全課 企画係

ファクシミリ) 078-362-4465

e-mail) [chiikianzen@pref.hyogo.jp](mailto:chiikianzen@pref.hyogo.jp)

# 地域安全まちづくり審議会中間報告案

( ~ 地域安全まちづくり条例に基づく指針について ~ )

平成 1 8 年 1 2 月

地域安全まちづくり審議会

## はじめに

地域社会を構成する県民等（県民、地縁団体、ボランティア団体、事業者など）が相互に連携を深め、自発的・自律的な意思による地域安全まちづくり活動（犯罪の防止その他安全で快適な暮らしのための活動）を通じて、安全で安心な兵庫を実現することを目的として、兵庫県では「地域安全まちづくり条例」を制定し、平成18年4月1日から施行している。

同条例では、こうした県民等による活動を息の長い取組として継続、発展させていくため、県民等による地域安全まちづくり活動を支援する施策を総合的・計画的に実施するための「推進計画」と、子どもの安全確保や道路、住宅の防犯性の向上など、地域安全まちづくり活動に当たって配慮すべき具体的な方向性を示した「指針」を策定することとしている。

平成18年5月、当審議会は、知事から「推進計画及び指針」について諮問を受けたが、特に「指針」は、県民等が地域安全まちづくり活動を展開する上での羅針盤ともいえるべきもので、できるだけ早急に県民等に示し、これに基づいて実践的な取組を展開していただく必要があることから、先に指針について議論を重ね、今回、その結果を取りまとめ、公表することとした。

今後は推進計画の議論を進め、最終的な答申を取りまとめることになるが、今回の中間報告は、指針についての最終答申ともいえるべき内容になっているので、県当局におかれては、これを十分に尊重の上、早急に指針を策定され、県民等がこの指針に基づいて、地域の実情に応じて適宜創意工夫を加えながら、安全で安心な地域社会の構築に主体的に取り組まれることを期待するものである。

## 1 指針の種類

地域安全まちづくり条例において、策定することとしている指針は次の4種類である。

種 類	対象者	説 明
子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針	保護者・地縁団体・学校、通学路の設置管理者	登下校時の見守り活動や関係機関への連絡など、学校、通学路等における活動や措置の内容を示し、もって子どもの安全確保を図る
犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針	住宅・住宅地の整備者や所有・管理者	破壊困難な窓・扉の設置や死角となる障害物の除去などの配慮事項を示し、犯罪の起こりにくい住宅等の普及を図る
犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針	深夜に物品販売等を営む者	レジの配置改善や防犯カメラの設置、現金管理などの配慮事項を示し、店舗及びその周辺の安全確保を図る
犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針	道路・公園・駐車場等の設置・管理者	歩車道の分離や見通しの確保など、防犯への配慮事項を示し、犯罪の起こりにくい道路等の普及を図る

## 2 指針の基本的な考え方

### (1) 指針の性格

各指針の内容と関係の深い県民等に対して、子どもの安全を確保するための活動や措置、住宅、深夜営業店舗、道路等の構造、設備等、地域安全まちづくり活動に当たって配慮すべき事項を示し、その自発的な取組を促すものであること

### (2) 指針の適用

指針の内容は、一律に適用するものではなく、関係法令や地域特性などを考慮して対応するものであること

### (3) 指針の見直し

社会状況の変化、技術の進展などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うものであること

### 3 指針の特徴

地域住民の参画と協働を得て、地域安全まちづくりを図ろうとする視点を、すべての指針にわたって盛り込んだこと

子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針

学校のみならず、子どもの保護者や地縁団体等を主たる活動主体と位置づけ、各主体ごと、場面ごとに期待される活動や措置内容を明記したこと

犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針

居住者の防犯意識の醸成や隣戸や地域が連携した防犯への取組の必要性を踏まえ、設計上のハード対策のみならず、ソフト対策を充実したこと

犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針

店舗の敷地内だけに限定せず、店舗周辺におけるゴミの散乱防止など、環境整備にも配慮し、近隣居住者との良好な関係を保持して協力関係を醸成することの必要性を明記したこと

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

アドプト制度の導入等、地域住民が施設管理に参画する機会の創出を通じて、愛される施設づくりを心懸け、地域住民が「わが施設」との意識を持ち、犯罪企図者に犯行を思いとどませようとする視点を盛り込んだこと

## 4 指針の概要

### (1) 子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針

#### 1 子どもの危機を未然に回避するための活動及び措置

##### (1) 学校等における安全確保

###### ア 施設等の点検整備等

- ・ 学校の設置者等による施設等の点検整備等  
校門、囲障、外灯、校舎の窓、校舎の出入口、非常通報装置

###### イ 不審者の侵入防止対策等

- ・ 学校の設置者等の活動及び措置  
入口・経路等の明示、受付設置、声掛け励行、教室等の配置への配慮
- ・ 子どもの保護者、地縁団体等  
学校安全ボランティアや防犯訓練への参加、学校巡視への協力

##### (2) 通学路等における安全確保

- ・ 学校の設置者等の活動及び措置  
通学路等の安全点検、登下校時の巡回パトロール、集団登下校指導  
犯罪被害への対処方法指導、緊急避難場所の周知
- ・ 子どもの保護者、地縁団体等の活動及び措置  
通学路等の安全点検、登下校時の巡回パトロール・送迎の協力  
緊急避難場所の周知、防犯ブザー等の携行指導、外出先の事前報告指導

#### 2 子どもに対する危機発生時における活動及び措置

##### (1) 学校等における取組

- ・ 学校の設置者等の活動及び措置  
警察への通報、不審者の監視・侵入阻止、子どもへの注意喚起・避難誘導  
情報の収集、保護者への連絡、警察へのパトロール要請、登下校方法の決定  
こころのケア支援

##### (2) 通学路等における取組

- ・ 学校の設置者等の活動及び措置  
警察への通報・保護者への連絡、警察へのパトロール要請、登下校方法の決定  
関係機関との情報交換
- ・ 子どもの保護者、地縁団体等の活動及び措置  
警察への通報・学校への連絡、警察官・保護者等との合同パトロール  
関係機関との情報交換



### 3 安全教育の充実

- ・ 学校の設置者等の活動及び措置  
不審者侵入時の対処方法習熟のための訓練、緊急避難場所の周知  
犯罪被害への対処方法指導、極力一人にならない登下校方法指導
- ・ 子どもの保護者、地縁団体等の活動及び措置  
緊急避難場所の周知、犯罪被害への対処方法に関する指導、訓練の実施  
学校等が実施する防犯訓練・教室等への参加

### 4 子どもの安全を確保するための体制の整備

- ・ 学校の設置者等の活動及び措置  
学校安全に関する組織の設置、緊急時の教職員の役割分担等の体制整備  
危機管理マニュアルの作成と教職員への周知、関係機関との情報連絡網整備  
休日等における防犯体制や緊急連絡体制整備、こころのケア支援体制の確立
- ・ 子どもの保護者、地縁団体等の活動及び措置  
情報連絡網の整備・確認、避難場所の提供、家庭内での緊急連絡先確認

## (2) 犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針

### 1 共同住宅の構造、設備等

- ・ 共用部分の設計  
各箇所ごとに、見通し確保や機能強化等の観点からの留意事項を付記  
共用玄関、共用玄関扉、共用出入口の照明設備、管理人室、共用メールコーナー、エレベーターホール、エレベーター、共用廊下・階段、自転車置場、駐車場、通路等
- ・ 専用部分の設計  
各箇所ごとに、見通し確保や機能強化等の観点からの留意事項を付記  
(住戸の玄関扉、インターホン、住戸の窓、バルコニー等)

### 2 一戸建て住宅の構造、設備等

- ・ 一戸建て住宅の設計  
各箇所ごとに、見通し確保や機能強化等の観点からの留意事項を付記  
住戸の玄関扉、インターホン、住戸の窓、バルコニー、駐車場、庭及び敷地内の空地、塀・柵・垣、防犯センサー等

### 3 住宅地の構造、設備等

- ・ 住宅地の設計  
各箇所ごとに、見通し確保や機能強化等の観点からの留意事項を付記  
(宅地の配置・形状、道路、公園等、ゴミ置き場、共同駐車場)
- ・ 個々の住宅の防犯性の担保等  
地域全体の防犯性を高めるため、建築協定を締結する等のルールづくり  
(内容：塀の高さ制限、植栽の見通し確保、門灯の設置等)

### 4 居住者等の防犯意識の醸成及び相互連携による取組

- ・ 設置物、設備等の維持管理  
設備点検、死角となるものの除去、植栽せん定、適切な場所への屋外機器設置
- ・ 住宅地内における公共施設、空地等の維持管理  
住民と行政の協働による公共施設の維持管理、空地等の管理対策
- ・ 犯罪の防止に配慮したすまい方  
近隣又は地域単位での取組、戸締り等
- ・ 自主防犯体制の確立等  
管理組合等を中心とした自主防犯活動推進、警察署等との連携  
安全で安心な魅力あるまちづくりの推進

### (3) 犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針

#### 1 配慮すべき事項

##### (1) 深夜営業店舗の構造等

- ・ 店舗内の見通しの確保  
整理整頓、障害物除去、外からの見通し確保、駐車場・店舗周辺の照度確保
- ・ カウンターの位置等  
内外から見通しが確保されたカウンター、カウンター越しに手が届かないレジ

##### (2) 深夜営業店舗の防犯設備

防犯カメラ、来客感應装置、防犯ベル等の警報装置、防犯ミラー  
警備業者等への通報装置、カラーボール、店舗内通報装置と連動した表示装置

##### (3) 深夜営業店舗内外の警戒

- ・ 深夜における複数人の勤務体制
- ・ 不審客・不審車両の早期発見、特異な行動をとる者への声掛け励行
- ・ 可能な限り、警備業者へ委託し、深夜巡回を強化

##### (4) 現金の管理

- ・ 金庫は固定式で異常時の通報装置設置、責任者による鍵の保管・管理
- ・ レジの少数配置と業務に支障ない程度の現金保管、使用しないレジの施錠
- ・ 複数人による現金搬送、監視可能な場所への現金自動預払機設置

##### (5) 防犯責任者の設置

- ・ 防犯責任者を深夜営業店舗ごとに指定  
対応マニュアル整備、緊急時の任務分担決定、設備の点検整備、従業者指導  
事業者等は防犯責任者への指導・助言、必要に応じて業務を補助

##### (6) 深夜営業店舗の周辺への配慮等

- ・ 店舗周辺において来店者等が危害を受けている場合等の警察への通報
- ・ 店舗周辺における迷惑行為への対応とエスカレート時の警察への通報
- ・ 店舗周辺の環境整備に配慮し、近隣居住者との良好な関係を構築

#### (7) 地域の安全拠点としての機能

- ・ 犯罪被害に遭い、遭いそうになった者が店舗に駆け込んできた場合の一時保護や警察への通報等、緊急避難場所としての機能発揮

#### (8) 青少年の健全育成に向けた取組

- ・ 深夜に店舗にいる青少年に対して帰宅するよう声掛け
- ・ 少年補導員等と連携し、青少年の非行や犯罪被害防止等に関する情報交換など、青少年の健全育成に協力

#### (4) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

##### 1 配慮すべき事項

###### (1) 道路の構造、設備等

- ・ 柵、植栽、縁石等による歩車道分離が基本
- ・ 植栽、歩道柵、標識等の設置に際し、周辺からの見通し確保
- ・ 必要以上に樹木を伐採又はせん定しないよう留意
- ・ 照明設備により必要な照度確保、適宜点検
- ・ 外部から見通しの悪い地下道等への防犯設備設置と定期的点検・整備

###### (2) 公園の構造、設備等

- ・ 植栽  
周囲からの見通し確保に配慮した樹種選定・配置、せん定  
必要以上に樹木を伐採又はせん定しないよう留意
- ・ 遊具、ベンチ等により見通しの悪い空間が生じないよう配慮
- ・ 照明設備により必要な照度確保、適宜点検
- ・ トイレは園路、外周からの見通しが確保された場所に設置
- ・ 犯罪が多発している地区の公園への防犯設備の設置、点検

###### (3) 駐車場及び駐輪場の構造、設備等

- ・ 人の視線が確保できる場所への配置、侵入足場にならないよう屋根を設置
- ・ 容易に侵入できない構造、侵入足場にならない塀、柵、垣等
- ・ 出入口等に自動ゲート管理システム設置又は管理人を配置して定期巡回
- ・ 照明設備により必要な照度確保、適宜点検
- ・ 監視が行き届かない場所への防犯設備の設置
- ・ 車両の施錠や車内における貴重品の放置防止等の利用者への注意喚起
- ・ 施設内の物置、空調屋外機等は侵入足場にならないよう配置

##### 2 地域住民に愛着を持ってもらえる施設づくり

- ・ 施設の維持管理に当たり、地域住民に愛される施設となるよう配慮  
植栽、フラワーポットの設置等による施設の緑化  
落書き消去・違法駐車排除など、犯罪を誘発するおそれのある環境を浄化  
照明設備等への異常発見時の連絡先明示  
アドプト制度導入等による地域住民の清掃・美化活動への参加促進

## 5 指針（全文）

- ( 1 ) 子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針 ( 別紙 1 )
- ( 2 ) 犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針 ( 別紙 2 )
- ( 3 ) 犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針 ( 別紙 3 )
- ( 4 ) 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針 ( 別紙 4 )

## おわりに

人と人、人と地域のきずなを一層強め、「安全で安心な兵庫」の実現を目指して、県民等に期待される地域安全まちづくり活動の羅針盤ともいふべき4種類の指針について、提案させていただいた。

指針によっては、その性格上、施設の構造、設備など、専門的、技術的事項が多くなった面もあるが、指針の内容を活かしていくのは結局「人」であり、相互に連携し、補完しあうことで、より高い効果が得られるものであることから、できるだけソフト対策に視点を置いて取りまとめたところである。

これに基づき、県当局におかれては早急に指針を策定され、幅広い県民等に対する普及啓発を進めるとともに、各指針と関連の深い地域団体や事業者団体については、特に十分な周知が図られるよう努めていただきたい。

## < 参 考 >

### 地域安全まちづくり審議会の概要

#### 1 諮問書

諮問第 17 号

地域安全まちづくり審議会

推進計画及び指針について（諮問）

地域安全まちづくり条例（平成 18 年兵庫県条例第 3 号）第 12 条第 1 項及び第 13 条第 1 項の規定に基づき、地域安全まちづくり活動を支援する施策を総合的かつ計画的に実施するための推進計画及び地域安全まちづくり活動を支援するための指針を定めたいので、同条例第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項の規定により諮問します。

平成 18 年 5 月 26 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 2 委員名簿

氏 名	役 職 名	企画部会員	備考
足 立 理 秋	兵庫県町村会会長（神河町長）		
池 田 志 朗	兵庫県経営者協会会長		
井 上 眞 理 子	京都女子大学現代社会学部教授		会長代理
岡 修 一	兵庫県小学校長会会長		
木 谷 和 宏	特定非営利活動法人日本ガ-テ-ィアツ・エンジニアリング理事		
國 松 孝 次	財団法人犯罪被害救援基金常務理事		
齋 藤 悦 子	西宮市六軒自治会会長		
坂 本 津 留 代	神戸市西区井吹台自治会連合会会長		
白 川 武 夫	兵庫県連合自治会会長		
瀬 渡 章 子	奈良女子大学生生活環境学部教授		
高 田 光 雄	京都大学大学院工学研究科教授		
林 春 男	京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授		
細 谷 豊 司	芦屋市浜町自治会代表		
村 井 佐 和 子	神戸地域教育推進会議副会長		
矢 田 立 郎	兵庫県市長会会長（神戸市長）		
山 下 淳	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授		会長
山 田 康 子	弁護士		
計	17名	6名	

### 3 審議経過

#### (1) 審議体制

区 分	役 割	開催回数
地域安全まちづくり審議会 (全体会)	地域安全まちづくり条例に基づき設置する附属機関で、推進計画及び指針の決定又は変更、その他地域安全まちづくりに関する重要事項について審議する。	2回
企画部会	審議会の所掌事務を分掌し、技術的・専門的な審議を機動的に行うために設置した部会	3回

#### (2) 審議経過

開 催 日	区 分	審 議 の 内 容
平成 18 年 5 月 26 日(金) 14:30 ~ 16:30	第 1 回 全体会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長の選任について</li> <li>・ 審議会の運営について</li> <li>・ 諮問(推進計画及び指針について)</li> </ul>
平成 18 年 6 月 20 日(火) 10:00 ~ 12:00	第 1 回 企画部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指針の概要について</li> <li>・ 指針骨子素案について</li> </ul>
平成 18 年 7 月 19 日(水) 19:00 ~ 21:00	第 2 回 企画部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指針の概要について</li> <li>・ 指針骨子案について</li> </ul>
平成 18 年 8 月 11 日(金) 18:30 ~ 20:30	第 3 回 企画部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指針骨子案について</li> <li>・ 推進計画骨子素案について</li> </ul>
平成 18 年 10 月 6 日(金) 15:00 ~ 17:00	第 2 回 全体会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 推進計画及び指針(中間報告案)について</li> </ul>



## 子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針

## 第1 通則

## 1 目的

この指針は、地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）第13条第1項の規定に基づき、学校、児童福祉施設その他子どもの教育等を行う施設（以下「学校等」という。）及び通学、通園等の用に供される道路や子どもが日常的に利用する公園、広場等（以下「通学路等」という。）における子どもの安全を確保するための活動及び措置について配慮すべき事項を示すことにより、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成することを目的とする。

## 2 基本的な考え方

## (1) 指針の性格

この指針は、学校等を設置し、又は管理する者（以下「学校の設置者等」という。）子どもの保護者並びに地縁団体及びボランティア団体その他の団体（以下「地縁団体等」という。）に対して、学校等及び通学路等における施設の整備、安全点検、安全教育等の活動又は措置を行うに当たって配慮すべき事項を示し、もって自発的な取組を促すものである。

## (2) 指針の適用

この指針は、一律に適用するものではなく、関係法令との関係、子どもの発達段階及び多様な地域の特性等に応じて対応するものとする。

## (3) 指針に基づく取組

この指針に基づく取組を進めるに当たっては、地域に開かれた学校づくりの考え方を基本としつつ、子どもが被害者となる犯罪の発生状況、施設の整備内容、住民の要望等を踏まえ、学校の設置者等、子どもの保護者及び地縁団体等が相互に密接な連携を図り、特に必要な事項に重点を置くなど、適宜創意工夫に努めるものとする。

## (4) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 配慮すべき事項

## 1 子どもの危機を未然に回避するための活動及び措置

## (1) 学校等における安全確保

学校の設置者等、子どもの保護者及び地縁団体等は、学校等における子どもへの危害を未然に防ぐため、相互の密接な連携により、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。

## ア 学校の設置者等による施設等の点検整備等

学校の設置者等は、正当な理由なく学校等に立ち入ろうとする者（以下「不審者」という。）の侵入を防止して、子どもに対する危害を未然に防ぐため、次に掲げる施設等の定期的かつ計画的な点検整備等を行うものとする。

(ア) 校門、囲障、外灯、校舎の窓、校舎の出入口等

(イ) 警報装置、県警ホットライン（注1）等の非常通報装置、校内における緊急通報システム等の防犯設備

イ 不審者の侵入防止対策等

学校の設置者等、子どもの保護者及び地縁団体等は、学校等における不審者の侵入を防止するため、相互の密接な連携により、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。

(ア) 学校の設置者等の活動及び措置

a 来校者用の入口及び経路等を明示するなど、人の出入りの適切な管理

b 来校者に対する受付の設置、名簿の記入及び来校証の着用の要請

c 来校者への声掛けの励行

d 不審者の侵入防止及び死角の排除のための教室、職員室の配置への配慮

e 死角の原因となり、又は避難の妨げとなる障害物等の撤去移動

f 防犯設備等の設置及びこれらを用いた訓練の実施

g 子どもを迎えに来る保護者等の把握及び確認

h プライバシーの保護に配慮した防犯カメラの適正な運用

i 子どもへの保護者及び地縁団体等に対する子どもの見守り活動の要請

j 警察署への巡回要請

k スクールガード・リーダー（注2）の積極的な活用による不審者の発見等

l 学校等の施設を使用する者に対する子どもの安全確保に関する注意喚起

(イ) 子どもへの保護者及び地縁団体等の活動及び措置

a 学校等が募集する学校安全ボランティア（注3）等への参加

b 学校安全ボランティア等としての学校等の巡視への協力

c 学校等において実施する防犯訓練、防犯教室等への参加

d オープンスクール並びに地域及び学校が連携した行事への参加

(2) 通学路等における安全確保

学校の設置者等、子どもの保護者及び地縁団体等は、通学路等における子どもの安全を確保するため、相互の密接な連携により、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。

ア 学校の設置者等の活動及び措置

(ア) 通学路等の安全点検

(イ) 登下校時における巡回パトロール及び子どもの見守り活動

(ウ) 集団登下校及び子どもの保護者等の同伴による登下校の指導

(エ) 通学路等において犯罪被害に遭わないための行動及び犯罪被害に遭う危険性が生じた場合の対処方法に関する指導及び防犯訓練、防犯教室等の実施

(オ) 地域安全マップ（注4）の作成、ウォークラリーの実施等による子どもを守る110番の家（注5）等の緊急避難場所及び地域の危険箇所の周知

(カ) ひょうご防犯ネット（注6）等の活用による防犯情報の入手

(キ) 路線バス等を登下校時にスクールバスとして活用する方策の検討

イ 子どもへの保護者、地縁団体等の活動及び措置

(ア) 通学路等の安全点検

- (イ) 登下校時における巡回パトロール及び子どもの見守り活動
- (ウ) 登下校時における送迎等の協力
- (エ) 地域安全マップの作成等による子どもを守る 110 番の家等の緊急避難場所及び地域の危険箇所の周知
- (オ) 不審者を発見した場合における警察、学校等への通報及びひょうご防犯ネット等の活用による防犯情報の入手
- (カ) 子どもに対する防犯ブザー等の携行の指導及び使用方法の確認
- (キ) 子どもに対する外出先の事前報告の指導
- (ク) 子どもとともに防犯対策チェックリストの作成及び確認

## 2 子どもに対する危機発生時における活動及び措置

### (1) 学校等における取組

学校の設置者等は、学校等において、子どもに対する危機が発生したときは、学校危機管理ガイドライン（注7）及び学校等において策定された不審者に関する危機管理マニュアル等に基づき行動するとともに、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。

- ア 県警ホットライン等を活用した警察への通報
- イ 不審者の監視、侵入阻止及び排除
- ウ 子どもに対する注意喚起及び避難誘導
- エ 不審者及び被害を受けた子ども等に関する情報の収集
- オ 子どもの保護者への連絡、警察等へのパトロールの要請及び登下校方法の決定
- カ こころのケアを行う専門機関との連携による支援

### (2) 通学路等における取組

学校の設置者等、子どもの保護者及び地縁団体等は、通学路等において、子どもに対する危機が発生したときは、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。

- ア 学校の設置者等の活動及び措置
  - (ア) 警察への通報、子どもの保護者への連絡、警察等へのパトロールの要請及び登下校方法の決定
    - (イ) 警察署、消防署、医療機関、交通事業者等との連携による子どもの安全確保に関する情報の交換
- イ 子どもの保護者及び地縁団体等の活動及び措置
  - (ア) 警察への通報、学校等への連絡及び警察等へのパトロールの要請
    - (イ) 警察官、子どもの保護者、地縁団体等との合同パトロール等
    - (ウ) 警察署、消防署又は医療機関等との連携による子どもの安全確保に関する情報の交換

## 3 安全教育の充実

### (1) 学校の設置者等の活動及び措置

学校の設置者等は、学級活動、学校行事等の機会を活用し、警察及び地縁団体等と連携して、計画的な防犯講習会の開催等により、安全教育の充実を図るものとする。

なお、子どもに対する安全教育の実施に当たっては、次に掲げる事項に重点を置くものとする。

- ア 不審者の侵入時の対処方法の習熟のための防犯訓練
  - イ 地域安全マップの作成等による子どもを守る 110 番の家等の緊急避難場所及び地域の危険箇所の周知
  - ウ 通学路等で犯罪被害に遭わないための行動及び犯罪被害に遭う危険性が生じた場合の対処方法に関する指導及び防犯訓練、防犯教室等の実施
  - エ 極力一人にならない登下校方法の指導
- (2) 子どもの保護者、地縁団体等の活動及び措置
- 子どもの保護者及び地縁団体等は、学校等が行う安全教育に協力するとともに、家庭及び地域において、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。
- ア 地域安全マップの作成等による子どもを守る 110 番の家等の緊急避難場所及び地域の危険箇所の周知
  - イ 通学路等で犯罪被害に遭わないための行動及び犯罪被害に遭う危険性が生じた場合の対処方法に関する指導及び防犯訓練、防犯教室等の実施
  - ウ 学校等において実施する防犯訓練、防犯教室等への参加
- 4 子どもの安全を確保するための体制の整備
- (1) 学校の設置者等の活動及び措置
- 学校の設置者等は、子どもの保護者、地縁団体等、警察署、消防署、行政機関等と連携して、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。
- ア 学校安全に関する組織の設置及び緊急時における教職員の役割分担等による安全確保体制の整備
  - イ 学校危機管理ガイドライン等を活用した不審者に関する危機管理マニュアルの作成及び見直し並びに教職員に対する同マニュアルの周知
  - ウ 近隣の学校等、警察署、消防署、行政機関、関係団体、交通事業者等との情報連絡網の整備など、関係機関相互の連携体制の確立
  - エ 校外教育活動時、始業前、放課後及び部活動の行われる休日における防犯体制及び緊急連絡体制の整備
  - オ こころのケアを行う専門機関との連携による支援体制の確立
- (2) 子どもの保護者、地縁団体等の活動及び措置
- 子どもの保護者、地縁団体等は、相互に連携して、次に掲げる活動又は措置を行うものとする。
- ア 学校等、保護者間、警察署、行政機関、関係団体、交通事業者等との情報連絡網の整備及び確認
  - イ 子どもを守る 110 番の家等避難場所の提供
  - ウ 家庭内での緊急連絡先の確認

- 注 1 「県警ホットライン」とは、学校等に不審者が侵入した場合における子どもの被害防止及び被害の拡大を未然に防止するため、県下すべての学校、園、児童館等の施設に設置した、各学校等と県警本部をダイレクトに結ぶ緊急通報装置である。
- 2 「スクールガード・リーダー」とは、学校の巡回指導・評価や学校安全ボランティアに対する警備要領の指導等を行う防犯の専門家のことで、地域学校安全指導員とも呼ばれている。

- 3 「学校安全ボランティア」とは、学校や通学路等の警備・防犯活動、見守り活動等、学校安全の充実を図るためにボランティアとして従事する地域住民や保護者をいう。
- 4 「地域安全マップ」とは、子ども自身の危機回避能力を高めるため、犯罪が起こるかもしれないと不安を感じる場所や安全な場所等を学校の設置者等、子どもの保護者、地縁団体等の協力のもと、子どもが自らの目で確認し、地図に表したものをいう。
- 5 「子どもを守る 110 番の家」とは、子どもが誘拐、暴力、痴漢など、何らかの被害に遭い又は遭いそうになって助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭に連絡するなど、地域ぐるみで子どもの安全を守るための子どもの緊急避難場所以う。
- 6 「ひょうご防犯ネット」とは、子どもが被害者となる事件や事故等の身近な情報をパソコン、携帯電話のメール機能により配信するシステムである。
- 7 「学校危機管理ガイドライン」とは、平成 14 年 3 月、兵庫県教育委員会から、学校の危機管理の考え方、不審者への対応、心のケア 等の具体的方法を示した総合的な危機管理マニュアルである。

## 犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針案

## 第1 通則

## 1 目的

この指針は、地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）第13条第1項の規定に基づき、住宅及び住宅地（複数の宅地及び道路、公園等が配置された一定の区域をいう。以下同じ。）の構造、設備等について配慮すべき事項を示すことにより、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成することを目的とする。

## 2 基本的な考え方

## (1) 指針の性格

この指針は、住宅等（住宅及び住宅地をいう。以下同じ。）の事業者、設計者、所有者、管理者、居住者等に対して、住宅等の企画、計画、設計、整備、維持管理等を行うに当たって配慮すべき事項を示し、もって自発的な取組を促すものである。

## (2) 指針の対象

この指針は、新築（建替を含む。）される住宅、改修される既存の住宅、新たに整備される住宅地及び既存の住宅地を対象とする。

## (3) 指針の適用

この指針は、一律に適用するものではなく、避難計画等との関係に配慮するとともに、既存の共同住宅においては、建築関係法令との関係、建築計画上の制約、管理体制の整備状況、居住者の要望及び多様な地域の特性等に応じて対応するものとする。

## (4) 指針に基づく取組

この指針に基づく取組を進めるに当たっては、住宅等における犯罪の発生状況、地域の住宅等の実情や特性、居住者の要望等を踏まえて、関係者間の密接な連携により、特に必要な事項に重点を置くなど、適宜創意工夫に努めるものとする。

## (5) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 防犯に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等の基本的な考え方

## 1 防犯に配慮した企画、計画及び設計に当たっての4つの基本原則

近年の犯罪の増加に伴い、住宅等の防犯性の向上が重要視されていることから、住宅等の周辺地域の状況、居住者の属性、管理体制、時間帯による状況の変化等に応じて、次に掲げる防犯性向上のための基本原則（以下「基本原則」という。）に基づき、企画、計画及び設計を行うものとする。

## (1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）

敷地内の屋外各部及び住棟内の共用部分等は、周囲からの見通しが確保されるよう敷地内の配置計画、動線計画、住棟計画、各部分の設計等を工夫するとともに、必要に応じて防犯カメラを設置する等の措置を講じる。

(2) 居住者の帰属意識の向上及びコミュニティ形成の促進（領域性の強化）

住宅等に対する居住者の帰属意識が高まるよう、共同住宅の住棟の形態及び意匠、共用部分の管理方法並びに住宅地内の道路及び公園の意匠、管理方法等を工夫する。

また、コミュニティの形成が促進されるよう、共同住宅の敷地内の配置計画、動線計画及び住棟計画、共用部分の維持管理計画及び利用計画並びに住宅地内の宅地、道路及び公園の配置計画等を工夫し、共同住宅の共用部分及び住宅地の公園、広場等の利用機会の増加を図る。

(3) 犯罪企図者の行動の限定（接近の制御）

住宅の庭、玄関扉、窓、バルコニー等は、犯罪企図者の接近が困難となるよう、敷地内の配置計画、動線計画、住棟計画及び各部分の設計並びに住宅地内の宅地、道路、公園等の配置計画を工夫するとともに、必要に応じてオートロックシステム、防犯ベル、防犯カメラ等を導入する。

(4) 破壊されにくい部材、設備等の導入（被害対象の強化・回避）

住宅の玄関扉、窓等は、侵入盗等の被害に遭いにくいように、破壊等が行われにくい構造等とするとともに、必要に応じて補助錠、面格子等を設置する。

2 防犯に配慮した企画、計画及び設計に当たっての留意点

(1) 安全性等への配慮

住宅等の設計者及び事業者は、住宅等に必要な安全性、居住性、耐久性等の性能及び経済性とのバランスに配慮し、建築上の対応、防犯設備の活用等により、防犯に配慮した企画、計画及び設計を行う。

(2) 隣棟、隣地等への配慮

住宅等の設計者及び事業者は、各棟単独の対策のみならず、隣棟、隣地等との関係に十分配慮しつつ、当該住宅等の居住者及び周辺住民による防犯活動の取組、警察との連携等に留意して、企画、計画及び設計を行う。

3 防犯性の維持及び向上のための取組

(1) 防犯性の維持

住宅等の事業者、所有者、管理者、居住者等は、当該住宅等の居住者の特性及び立地特性などの周辺環境の変化等について、必要に応じて確認し、防犯性を維持する。

(2) 防犯性の向上

住宅等の所有者、管理者、居住者等は、防犯意識の向上及び設置物、設備等の維持管理、犯罪の防止に配慮したすまい方及び自主防犯体制の確立により防犯性を向上する。

第3 共同住宅の構造、設備等

1 住宅建設の計画及び設計

(1) 計画及び設計の進め方

住宅の計画及び設計に当たっては、計画敷地の規模及び形状、周辺地域の状況等を把握するとともに、計画建物の入居者属性、管理体制等を勘案し、基本原則を踏まえた敷地内の配置計画、動線計画、照明計画等を十分に検討する。

また、防犯設備の導入等により、防犯性の向上を補完する。

## (2) 敷地内の配置計画、動線計画及び照明計画

### ア 配置計画

敷地内の配置計画の策定に当たっては、計画敷地の規模及び形状、周辺地域との関係、計画建物の規模及び形状、管理体制等を踏まえて、監視性の確保、領域性の強化、接近の制御等の防犯性の向上のための方策について検討する。

### イ 動線計画

敷地内の動線計画の策定に当たっては、計画敷地の規模及び形状並びに周辺地域との関係、住棟の配置形式、管理体制、時間帯による状況の変化等を踏まえて、監視性の確保、接近の制御等の防犯性の向上のための方策について検討する。

### ウ 照明計画

敷地、建物内及び住宅地の照明計画の策定に当たっては、次に掲げるところにより、場所の特性に応じて防犯上必要な照度を確保する。

また、敷地内で死角となる場所、自転車置場、駐車場等では、人を検知して点灯するセンサーライト等の照明設備の設置を検討する。

(ア) 共用玄関、共用玄関が存する階のエレベーターホール等においては、夜間において人の顔、行動等を明確に識別できる程度以上の照度（注1）

(イ) 玄関以外の出入口、共用玄関が存しない階のエレベーターホール、共用廊下等においては、夜間において人の顔、行動等を識別できる程度以上の照度（注2）

(ウ) (ア) 及び (イ) 以外の場所については、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注3）

## 2 共用部分の設計

### (1) 共用出入口

#### ア 共用玄関

共用玄関は、道路及びこれに準ずる通路（以下「道路等」という。）からの見通しが確保された位置に配置するものとし、道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する。

また、共用玄関には、扉の内外を相互に見通せる構造の玄関扉を設置することが望ましい。

さらに、共用玄関には、各住戸との通話機能を有するインターホン及びオートロックシステムを導入することが望ましい。

#### イ 共用玄関以外の共用出入口

共用玄関以外の共用出入口は、道路等からの見通しが確保された位置に設置するものとし、道路等からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完することが望ましい。

また、オートロックシステムを導入する場合には、自動施錠機能付き扉を設置する。

#### ウ 共用出入口の照明設備

共用玄関の内側の照明設備は、夜間において人の顔、行動等を明確に識別できる程度以上の照度を確保するものとし、共用玄関の外側の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、夜間において人の顔、行動等を識別できる程度以上の照



度を確保する。

また、共用玄関以外の共用出入口の照明設備は、夜間において人の顔、行動等を識別できる程度以上の照度を確保する。

(2) 管理人室

管理人室を設置する場合は、共用玄関、共用メールコーナー(宅配ボックスを含む。以下同じ。)及びエレベーターホールを見通せる構造とし、又はこれらに近接した位置に配置する。

(3) 共用メールコーナー

ア 配置

共用メールコーナーは、共用玄関、エレベーターホール、管理人室等からの見通しが確保された位置に配置するものとし、これらの場所からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する。

イ 照明設備

共用メールコーナーの照明設備は、夜間において人の顔や行動等を明確に識別できる程度以上の照度を確保する。

ウ 郵便受箱

郵便受箱は、施錠可能なものとする。

また、オートロックシステムを導入する場合には、壁貫通型等とすることが望ましい。

(4) エレベーターホール

ア 配置

共用玄関の存する階のエレベーターホールは、共用玄関、管理人室等からの見通しが確保された位置に配置するものとし、これらの場所からの見通しが確保されない場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する。

イ 照明設備

共用玄関の存する階のエレベーターホールの照明設備は、夜間において人の顔、行動等を明確に識別できる程度以上の照度を確保する。

また、その他の階のエレベーターホールの照明設備は、夜間において人の顔、行動等を識別できる程度以上の照度を確保する。

(5) エレベーター

ア 防犯カメラ

エレベーターのかご内には、防犯カメラ等の設備を設置することが望ましい。

また、防犯カメラを設置する場合には、エレベーターホールにかご内の状況を写すモニターを設置することが望ましい。

イ 連絡及び警報装置

エレベーターのかご内には、押しボタン、インターホン等により外部に連絡又は吹鳴する装置を設置する。

ウ 扉

エレベーターのかご及び昇降路の出入口の扉には、エレベーターホールからかご内を見通せる構造の窓を設置する。

## エ 照明設備

エレベーターのかご内の照明設備は、夜間において人の顔、行動等を明確に識別できる程度以上の照度を確保する。

### (6) 共用廊下及び共用階段

#### ア 構造等

(ア) 共用廊下及び共用階段においては、当該共用廊下内又は共用階段内の見通しを確保するとともに、エレベーターホール等からの見通しを確保し、死角を有しない配置又は構造とする。

また、各住戸のバルコニー等に近接する部分については、当該バルコニー等に侵入しにくい構造とする。

(イ) 屋外に設置される共用階段は、住棟外部から見通しが確保された位置に配置するものとし、屋内に設置される共用階段は、各階において階段室が共用廊下等に常時開放されたものとするのが望ましい。

(ウ) 避難のみに使用する屋外階段の地上へ通じる出入口扉には、自動施錠機能付きの錠を設置する。

#### イ 照明設備

共用廊下及び共用階段の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、夜間において人の顔、行動等を識別できる程度以上の照度を確保する。

### (7) 自転車置場及びオートバイ置場

#### ア 配置

自転車置場及びオートバイ置場は、道路等、共用玄関、居室の窓、近隣の住棟等からの見通しが確保された位置に配置する。

なお、屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、周囲に外部から自転車置場等の内部を見通すことが可能となる開口部を確保するものとし、地下階等構造上周囲からの見通しを確保することが困難な場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する。

#### イ 盗難防止措置

自転車置場及びオートバイ置場には、チェーン用バーラック又はサイクルラックを設置する等により、盗難防止対策を講ずる。

#### ウ 照明設備

自転車置場及びオートバイ置場の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

### (8) 駐車場

#### ア 配置

駐車場は、人の視線を自然な形で確保できるよう、道路等、共用玄関、居室の窓、近隣の住棟等からの見通しが確保された位置に配置するものとし、屋内に設置する場合には、構造上支障のない範囲において、周囲に開口部を確保する。

また、屋根の設置に当たっては、建物への侵入の足場となることがないように、隣接する建物の窓及び共用廊下、共用階段までの距離を確保する。

なお、地下階に設置する場合等、構造上周囲からの見通しを確保することが困難

な場合には、防犯カメラの設置等により見通しの確保を補完する。

イ 照明設備

駐車場の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

また、工作物、樹木等により照明設備が覆われ、又は照明設備の汚損等により、照度が低下することがないように、定期的に点検する。

(9) 通路

ア 配置

通路は、道路等、共用玄関、居室の窓、近隣の住棟等からの見通しが確保された位置に配置する。

また、道路等、共用玄関、屋外駐車場等を結ぶ特定の通路に動線が集中するように配置することが望ましい。

さらに、通路の沿道には、領域性の強化を図るため、住民が維持管理する花壇等を設置し、住民の心理的所有感を高める工夫を行うとともに、監視性を確保するため、敷地内における死角をできる限り排除する等により、通路から敷地内の見通しを確保することが望ましい。

イ 照明設備

通路の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

(10) 児童遊園、広場、緑地等

ア 配置

児童遊園、広場、緑地等は、道路等、共用玄関、居室の窓、近隣の住棟等からの見通しが確保された位置に配置する。

イ 照明設備

児童遊園、広場、緑地等の照明設備は、極端な明暗が生じないように配慮しつつ、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

ウ 塀、柵、垣等

領域性を明示するため、敷地の周囲等には塀、柵、垣等を設置することが望ましい。

また、監視性の確保及び接近の制御を図るため、塀、柵、垣等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因とならないよう配慮するとともに、住戸の窓等への侵入の足場とならないよう工夫する。

エ 植栽

植栽は、敷地内における死角を作らないような配置及び樹種とするなど、周囲から敷地内の見通しを確保するための措置を講ずる。

オ 花壇等の設置

領域性の強化を図るため、敷地内に住民が管理する花壇等を設置し、住民の心理的所有感を高める工夫を行う。

(11) その他

ア 屋上

屋上への出入口等には、扉を設置し、屋上を居住者等に常時開放する場合を除いて施錠可能なものとする。

また、屋上がバルコニー等に接近する場合には、住民が避難するのに支障のない範囲において、面格子又は柵を設置し、バルコニー等への侵入防止に有効な措置を講ずる。

#### イ ゴミ置場

ゴミ置場は、道路等からの見通しが確保された位置に配置し、住棟と別棟とする場合は、住棟等への延焼のおそれのない位置に配置する。

また、ゴミ置場は、他の部分と塀、施錠可能な扉等で区画するとともに、照明設備を設置することが望ましい。

#### ウ 集会所等

集会所等の共同施設は、周囲からの見通しを確保するため、主要な動線上に配置する等の工夫を行う。

#### エ 配管、雨どい、外壁等

配管、雨どい、外壁等は、上階への足掛かりになりにくいものにする。

#### オ 防犯カメラの適正な運用

##### (ア) 設置

防犯カメラを設置する場合は、防犯カメラの映像を録画する記録装置を設置することが望ましい。

なお、防犯カメラの運用に当たっては、プライバシーの保護に配慮した監視体制を整備する。

##### (イ) 配置等

防犯カメラを設置する場合は、人の視線を補完するとともに、犯意の抑制等の観点から、有効な位置、台数等を検討して配置する。

##### (ウ) 照明設備

防犯カメラが撮影する箇所の照明設備は、当該防犯カメラが有効に機能するため必要となる照度を確保する。

また、工作物、樹木等により照明設備が覆われ、又は照明設備の汚損、損傷、照度の不足等により、その機能が低下することのないよう、定期的に点検する。

### 3 専用部分の設計

#### (1) 住戸の玄関扉等

##### ア 配置

玄関扉は、廊下、階段等からの見通しが確保された位置に配置する。

##### イ 材質及び構造

住戸の玄関扉等は、防犯建物部品等（注4）の扉、枠及び錠を設置する。

また、住宅の改修の場合において、やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、スチール製等の破壊が困難な玄関扉及び枠とするとともに、デッドボルト（かんぬき）が外部から見えない構造とする等により、こじ開け防止に有効な構造とする。

さらに、錠については、ピッキング、カム送り開錠、サムターン回し等による不

正な開錠を困難にする措置を講ずるほか、主錠の他に補助錠を設置することが望ましい。

ウ ドアスコープ、ドアチェーン等

住戸の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置するとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置する。

エ 郵便受け

玄関扉に郵便受けが設置されている場合は、内側に受け箱を取り付けるなどにより、外部から手を入れ、又は針金等を差し込むなどの方法によるサムターン回し等による開錠を困難とする措置を講ずる。

オ 明かり取り

明かり取りにガラスを設ける場合は、破壊が困難なものを使用し、万一ガラスを破壊されても手を差し込むことができない構造とする。

カ 勝手口

勝手口を設置する場合は、廊下等からの見通しが確保された位置に配置する。

また、玄関扉と同等の防犯性能を有する主錠を設置するとともに、補助錠を設置することが望ましい。

(2) インターホン及びドアホン

ア 住戸玄関外側との通話等

住戸内には、住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンを設置する。

なお、インターホン又はドアホンの設置に当たっては、住戸玄関の外側を写し出せる機能を有するものとするのが望ましい。

イ 管理人室との通話等

管理人室が設置されている場合は、管理人室との通話機能を有するインターホンを設置する。

また、オートロックシステムを導入する場合は、共用玄関扉の電気錠と連動するものとし、共用玄関の外側との間の通話機能を有する構造とする。

なお、インターホンには、管理人室等に非常時であることを知らせる非常押しボタンを設置する。

(3) 住戸の窓

ア 共用廊下に面する住戸の窓等

共用廊下に面する住戸の窓(侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。)及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものは、防犯建物部品等のサッシ及び防犯建物部品等のガラス(防犯建物部品等のウィンドフィルムを貼付したものを含む。)面格子(火災等における緊急避難が可能なもの)その他の建具を設置する。

イ バルコニー等に面する窓

バルコニー等に面する住戸の窓のうち、不審者の侵入が想定される階に存するものは、防犯建物部品等のサッシ及び防犯建物部品等のガラス(防犯建物部品等のウィンドフィルムを貼付したものを含む。)その他の建具を設置する。

また、住宅の改修の場合であって、やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、錠付きクレセント、補助錠の設置等により、住戸内への侵入防止に有効な措置を講ずる。

ウ 住棟の側面の窓

住棟の側面(妻側)にも窓を設け、敷地内の死角となる空間をできる限り排除し、監視性を確保する。

(4) バルコニー

ア 配置

住戸のバルコニーは、縦どい、階段の手すり等を利用した不審者の侵入が困難な位置に配置するものとし、やむを得ず縦どい、階段の手すり等がバルコニーに接近する場合には、面格子の設置等により、バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講ずる。

イ 手すり等

住戸のバルコニーの手すり等は、プライバシーの確保及び転落防止に支障のない範囲において、周囲の道路等、共用廊下、居室の窓等からの見通しが確保された構造とする。

ウ 接地階のバルコニー

接地階の住戸のバルコニーの外側等の住戸周りは、住戸のプライバシーの確保に配慮しつつ、周囲からの見通しを確保したものとすることが望ましい。

なお、専用庭を配置する場合には、その周囲に設置する柵又は垣は、不審者の侵入の防止に有効な構造とするとともに、人の動きを検知して点灯する照明設備(以下「センサーライト」という。)を設置することが望ましい。

第4 一戸建て住宅の構造、設備等

1 住宅建設の計画及び設計

(1) 計画及び設計の進め方

住宅の建設に当たっては、計画敷地の規模及び形状、周辺地域の状況等を把握するとともに、敷地内の配置計画及び動線計画を勘案し、基本原則を踏まえて検討する。

また、防犯設備の導入等により、防犯性の向上を補完する。

(2) 敷地内の配置計画及び動線計画

ア 配置計画

敷地内の配置計画の策定に当たっては、計画敷地の規模及び形状、周辺地域との関係、計画建物の規模及び形状等を踏まえて、監視性の確保、領域性の強化、接近の制御等の防犯性の向上のための方策について検討する。

イ 動線計画

敷地内の動線計画の策定に当たっては、計画敷地の規模及び形状、周辺地域との関係、時間帯による状況の変化等を踏まえて、監視性の確保、接近の制御等の防犯性の向上のための方策について検討する。

2 一戸建て住宅の設計

(1) 住戸の玄関扉

## ア 配置

玄関扉は、道路からの見通しが確保された位置に配置するものとし、道路からの見通しが確保されない場合には、門扉の設置等により、玄関付近の侵入防止に有効な措置を講ずる。

## イ 材質及び構造

住戸の玄関扉等は、防犯建物部品等の扉、枠及び錠を設置する。

また、住宅の改修の場合において、やむを得ず防犯建物部品等が設置できない場合は、スチール製等の破壊が困難な玄関扉及び枠とするとともに、デッドボルト(かんぬき)が外部から見えない構造とする等により、こじ開け防止に有効な構造とする。

さらに、錠については、ピッキング、カム送り開錠、サムターン回し等による不正な開錠を困難にする措置を講ずるほか、主錠の他に補助錠を設置することが望ましい。

## ウ ドアスコープ、ドアチェーン等

住戸の玄関扉は、外部の様子を見通すことが可能なドアスコープ等を設置するとともに、錠の機能を補完するドアチェーン等を設置する。

## エ 郵便受け

玄関扉に郵便受けが設置されている場合は、内側に受け箱を取り付けるなどにより、外部から手を入れ、又は針金等を差し込むなどの方法によるサムターン回し等による開錠が困難となるよう措置を講ずる。

## オ 明かり取り

明かり取りにガラスを設ける場合は、破壊が困難なガラス等を使用し、万一ガラスを破壊されても手を差し込むことができない構造とする。

## カ 勝手口

勝手口を設置する場合は、道路等からの見通しが確保された位置に配置する。

また、玄関扉と同等の防犯性能を有する主錠を設置するとともに、補助錠を設置することが望ましい。

さらに、センサーライト等の照明設備を設置することが望ましい。

## (2) インターホン及びドアホン

住戸内には、住戸玄関の外側との間で通話が可能な機能等を有するインターホン又はドアホンを設置する。

なお、インターホン又はドアホンの設置に当たっては、住戸玄関の外側を写し出せる機能を有するものとするのが望ましい。

## (3) 住戸の窓

### ア 位置

侵入が容易な位置にある窓は、道路からの見通しを確保することが望ましい。

また、道路からの見通しが確保されない場合には、門扉の設置等により当該窓付近への侵入防止に有効な措置を講ずることが望ましい。

### イ 錠

侵入が容易な位置にある居室の窓は、錠付きクレセント、補助錠の設置等により、

侵入防止に有効な措置を講ずる。

ウ 構造

侵入が容易な位置にある居室の窓は、破壊が困難なガラスを使用するほか、防犯性の高い雨戸又は窓シャッター等を設置することが望ましい。

なお、侵入が容易な位置にある居室以外の窓は、面格子の設置等により、侵入防止に有効な措置を講ずる。

エ 照明設備

掃き出し窓などには、センサーライト等の照明設備を設置することが望ましい。

(4) バルコニー

ア 配置

住戸のバルコニーは、縦どい、階段の手すり等を利用した侵入が困難な位置に配置するものとし、やむを得ず縦どい、階段の手すり等がバルコニーに接近する場合には、面格子の設置等により、バルコニーへの侵入防止に有効な措置を講ずる。

イ 手すり等

住戸のバルコニーの手すり等は、プライバシーの確保及び転落防止に支障のない範囲において、周囲の道路、居室の窓等からの見通しが確保された構造とする。

(5) 駐車場

ア 配置

駐車場は、道路等、玄関、居室の窓、近隣の住戸等からの見通しが確保された位置に配置する。

また、駐車場に屋根を設ける場合は、住戸の窓等への侵入の足場にならない位置又は構造とする。

イ 照明設備

駐車場には、センサーライト等の照明設備を設置することが望ましい。

(6) 庭及び敷地内の空地

ア 配置

庭及び敷地内の空地は、周囲からの見通しが確保された配置及び構造とする。

なお、やむを得ず周囲からの見通しが確保できない場合には、人の足音が聴き取れるよう地面を砂利敷きにする等の措置を講ずることが望ましい。

イ 照明設備

庭及び敷地内の空地には、センサーライト等の照明設備を設置することが望ましい。

ウ 植栽

植栽は、敷地内における死角を作らないような配置及び樹種とするなど、周囲から敷地内の見通しを確保する。

(7) 塀、柵、垣等

領域性を明示するため、敷地の周囲等には塀、柵、垣等を設置する。

なお、監視性の確保及び接近の制御を図るため、塀、柵、垣等の位置、構造、高さ等は、周囲からの死角の原因とならないよう配慮するとともに、住戸の窓等への侵入の足場とならないよう工夫する。



## (8) 防犯センサー等

防犯センサーを設置する場合は、周囲の状況を勘案し、玄関、勝手口、裏庭、駐車場等のそれぞれにおいて、侵入防止に有効な位置、種類等を検討して設置する。

また、必要に応じて、外部の警備会社等に通報可能なセキュリティシステムの採用を検討することが望ましい。

## (9) その他

門扉を設置する場合は、施錠可能な構造とし、夜間における外部からの見通しを確保するため、門灯を設置するとともに、敷地の周囲に照明設備を設置することが望ましい。

また、配管、雨どい、外壁等は、上階への足がかりにならないようにすることが望ましい。

## 第5 住宅地の構造、設備等

### 1 住宅地整備の計画及び設計

#### (1) 計画及び設計の進め方

住宅地の整備に当たっては、計画地の規模及び形状、周辺地域の状況等を把握するとともに、計画地内の土地利用計画等を勘案し、基本原則を踏まえて検討する。

また、防犯設備の導入等により、防犯性の向上を補完する。

#### (2) 住宅地の全体計画

領域性を強化するため、道路、公園及び住宅地内の各住棟の色調を統一するなど、デザインによるイメージの向上等に留意することが望ましい。

また、防災の観点から、避難動線の確保に努めるとともに、領域性を強化するとともに、接近の制御を図るため、クルドサック（注5）、ループターン方式（注6）等の導入により、できる限り通過交通を排除することが望ましい。

さらに、全体計画の策定においては、領域性を強化するため、住民相互の交流が図られ、コミュニティの形成が促進されるよう、住宅のまとまりに配慮する。

### 2 住宅地の設計

#### (1) 宅地の配置及び形状

##### ア 配置

宅地の周辺からの見通しを確保するため、道路を挟んで向かい合わせに宅地を配置する。

##### イ 形状

道路からの見通しを確保するため、旗竿型等の形状を避け、整形な形状の宅地とすることが望ましい。

#### (2) 道路

##### ア 構造

道路の構造、周囲の状況、利用形態等を勘案し、柵、植栽、縁石等により、歩道と車道を分離することが望ましい。

##### イ 工作物

植栽、歩道柵、道路標識、看板等の工作物の設置に当たっては、通行人及び周辺

住民からの見通しを確保する。

また、領域性の強化を図るため、幹線道路と区画道路との接続部におけるハンプ（段差）の設置、地区ごとの舗装の仕上げの工夫、コミュニティ道路の整備等により、地域の一体性を高める演出に配慮することが望ましい。

#### ウ 照明

周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

また、照明設備は、住宅敷地への侵入の足場になりにくいものとするとともに、照明設備が樹木に覆われ、又は汚損して照度が低下することがないように、適宜点検する。

さらに、周辺の状況等により、照明設備の新設又は増設が難しい場合は、門灯、広告灯等が深夜まで点灯されるよう、沿道住民、事業者等の理解及び協力を求める。

#### エ 子どもを守る110番の家等

通学路等には、子どもの緊急避難場所となる子どもを守る110番の家（注7）等を設置するとともに、防犯ベル等の緊急通報装置を設置することが望ましい。

### (3) 公園等

#### ア 配置

住宅地内に公園及び広場（以下「公園等」という。以下同じ。）を配置する場合は、可能な限り住宅地の中央部に配置するなどにより、周辺からの見通しを確保する。

#### イ 構造等

公園等は、隣接する建物への侵入経路となる場合があることから、境界部に植栽し、又は乗り越えにくい柵を巡らすなどにより、侵入防止対策を講ずることが望ましい。

また、内部への一般車両の進入を制限するため、車止め等を設置するほか、植栽に当たっては、周囲の道路、住居等から園路の見通しを確保できるよう樹種を選定するとともに、配置を工夫する。

さらに、遊具、ベンチ等の設備により、敷地内に見通しの悪い空間が生じることのないよう配慮し、人の姿が自然に捉えられるよう工夫する。

#### ウ 照明

夜間においては、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

#### エ トイレ

トイレの整備に当たっては、必要に応じて園路又は外周からの見通しが確保される場所に設置する。

なお、夜間に利用できるトイレについては、建物の入口付近及び内部において、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度を確保する。

また、周囲からの見通しの悪いトイレには、必要に応じて防犯ベル、赤色回転灯等の防犯設備を設置する。

#### オ 花壇等の設置

領域性の強化を図るため、敷地内に住民が管理する花壇等を設置し、住民の心理的所有感を高める工夫を行う。

#### カ その他

公園等の周辺には、子どもの緊急避難場所となる子どもを守る110番の家等を設置するとともに、防犯ベル等の緊急通報装置を設置することが望ましい。

また、特に犯罪が多発している地区の公園については、必要に応じて公園内に防犯ベル等の緊急通報装置、防犯カメラ等の防犯設備を設置することが望ましい。

なお、防犯カメラ等の防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することがないように、定期的に点検する。

#### (4) ゴミ置き場

ゴミ置場は、道路等からの見通しが確保された位置に配置するとともに、隣接する建物への延焼のおそれのない位置に配置することが望ましい。

また、ゴミ置場は、塀、施錠可能な扉等で区画するとともに、照明設備を設置することが望ましい。

#### (5) 共同駐車場

共同駐車場は、周囲からの見通しが確保された位置に配置するとともに、センサーライト等の照明設備を設置することが望ましい。

### 3 個々の住宅の防犯性の担保等

住宅地内に建設される住宅については、地域全体の防犯性を高めるため、都市計画法に基づく地区計画又は建築基準法に基づく建築協定、都市緑地法に基づく緑地協定等の実効性のある協定を締結するとともに、街並みづくり、路上における違法駐車等のソフトなルールづくりを行うことにより、塀の高さの制限、植栽の見通しの確保、門灯の設置等を行うことが望ましい。

## 第6 居住者等の防犯意識の醸成及び相互連携による取組

### 1 設置物、設備等の維持管理

#### (1) 防犯設備の点検及び整備

オートロックシステム、インターホン、防犯カメラ等の防犯設備の作動状況を定期的に点検し、適切な整備を行う。

#### (2) 死角となるものの除去

共同住宅の共用廊下、共用玄関等及び住宅の敷地内に物置、ロッカー等の死角となるものを置いている場合は、これらを除去し、又は移動する。

#### (3) 植栽のせん定等

植栽は、周囲からの見通しを妨げず、かつ侵入者が身を隠せないように、繁りすぎて死角が生じないように定期的なせん定又は伐採を行う。

なお、植栽は、周辺住民の生活に潤いを与える効果を有することから、必要以上に樹木のせん定又は伐採をすることのないよう留意する。

#### (3) 屋外機器の適切な場所への設置

屋外に設置する機器や物置等については、侵入の足場とならないよう適切な場所に設置する。

## 2 住宅地内における公共施設、空地等の維持管理

### (1) 住民と行政の協働による公共施設の維持管理

道路、公園等の公共施設については、アドプト制度（注8）等の住民と行政が協働して維持管理を行うしくみを導入することが望ましい。

### (2) 空地等の管理対策

空地及び空家（以下「空地等」という。以下同じ。）を所有し、又は管理する者（以下「所有者等」という。）は、定期的な草刈りの実施、不要物の移動等を行い、犯罪の防止に配慮した適切な管理に留意するとともに、自ら適正に管理することが困難な場合は、管理会社又は近隣住民に依頼する等の措置を講ずる。

また、自治会関係者は、空地等の所有者等との連絡を密にし、当該空地等の適正管理についての協力要請を行うことが望ましい。

## 3 犯罪の防止に配慮したすまい方

### (1) 近隣又は地域単位での取組

近隣の住民と共同して、境界地付近の清掃、植栽のせん定、センサーライト等の防犯設備の設置等を行う。

また、外出する際には、近隣住民へ不在にする旨を伝え、空き巣等の犯罪の未然防止に協力を求めるとともに、地域において日頃から見かけない人への声掛け等を行い、地域ぐるみで犯罪を防止する。

### (2) 戸締り等

#### ア 戸締り

外出する場合又は就寝する場合には、出入口、窓（特にトイレ、浴室等の小窓）門扉等の戸締りを確認する。

#### イ 鍵の携行

外出する場合には、鍵を敷地内に保管することなく携行する。

## 4 自主防犯体制の確立等

### (1) 管理組合等を中心とした自主防犯活動の推進

住宅等の居住者及び管理者は、当該住宅等の構造、防犯設備の機能等を十分に理解するとともに、共同住宅の管理組合、自治会、住宅地内の防犯組織等を中心とした防犯診断、地域ぐるみの巡回パトロール等の自主防犯活動を推進する。

### (2) 警察署等との連携

住宅等の居住者及び管理者は、当該住宅等を管轄する警察署等との連携に努め、犯罪発生状況等の情報を有効に活用する。

### (3) 安全で安心な魅力あるまちづくりの推進

高齢化が進展する中、地域の見守りサービス、コミュニティ・ビジネス等の地域活動の展開は、住民相互のふれあいを促進するとともに、地域における監視性を向上させ、防犯性を高めることにつながるため、地域の福祉や景観づくりなど安全で安心な魅力あるまちづくりの活動を推進する。

注 1 「人の顔、行動等を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動等が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度(床

- 面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。)が概ね50ルクス以上のものをいう。
- 2 「人の顔、行動等を識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動等が明確に識別でき、誰であるかわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね20ルクス以上のものをいう。
  - 3 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね3ルクス以上のものをいう。
  - 4 「防犯建物部品等」とは、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が公表している「防犯性能の高い建物部品目録」に掲載された建物部品等、工具類等の侵入器具を用いた侵入行為に対して、騒音の発生を可能な限り避ける攻撃方法に対しては5分以上、騒音の発生を許容する攻撃方法に対しては、騒音を伴う攻撃回数7回(総攻撃時間1分以内)を超えて、侵入を防止する防犯性能を有することが、公正中立な第三者機関により確かめられた建物部品をいう。
  - 5 「クルドサック」とは、住宅地における人と車の分離を図るために設けられる、車の転回場所のある行き止まりの袋小路をいう。
  - 6 「ループターン」とは、輪状に出て戻る分枝道路をいう。なお、ループターンは、クルドサックと同様に住宅地における静穏な環境を維持し、通過交通による騒音や交通事故を排除することを目的としたもので、部外者の進入の減少等により防犯的な効果も期待されている。
  - 7 「子どもを守る110番の家」とは、子どもが誘拐、暴力、痴漢など、何らかの被害に遭い又は遭いそうになって助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭に連絡するなど、地域ぐるみで子どもの安全を守るための子どもの緊急避難場所をいう。
  - 8 「アドプト制度」とは、道路等の公共施設の一部の区域、空間を「養子」とみなして、地域住民団体、企業等が「里親」となり、「養子」となった施設を保守管理していく制度をいう。

## 犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針案

## 第1 通則

## 1 目的

この指針は、地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、深夜（午後11時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）に物品販売業その他の営業を営む店舗（以下「深夜営業店舗」という。）及びその周辺における措置について配慮すべき事項を示すことにより、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成することを目的とする。

## 2 基本的な考え方

## (1) 指針の性格

この指針は、深夜営業店舗において事業を営み、又は当該店舗を管理する者（以下「事業者等」という。）に対して、店舗の整備、設備の設置、警戒体制の整備等に当たって配慮すべき事項を示し、もって自発的な取組を促すものである。

## (2) 指針の対象

この指針は、すべての深夜営業店舗を対象とする。

なお、次に掲げる営業形態等の深夜営業店舗については、強盗等の犯罪被害に遭う危険性を考慮し、特に積極的に取り組むことが望ましい。

ア 夜間における従業者が少人数であること。

イ レジ等の現金保管場所が深夜営業店舗の出入口から比較的接近しており、多額の現金が保管されていること。

ウ 道路に面し、深夜営業店舗周辺に駐車場又は空地があること。

## (3) 指針の適用

この指針は、一律に適用するものではなく、関係法令との関係、管理体制の整備状況及び多様な地域の特性等に応じて対応するものとする。

## (4) 指針に基づく取組

この指針に基づく取組を進めるに当たっては、深夜営業店舗等における犯罪の発生状況、施設の整備内容、住民の要望等を踏まえて、関係者間の密接な連携により、特に配慮が必要な事項に重点を置くなど、適宜創意工夫に努めるものとする。

## (5) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 配慮すべき事項

## 1 深夜営業店舗の構造等

## (1) 店舗内の見通しの確保

ア 店舗内は、来店客を装った不審者を容易に見発見することができるよう、常に整理整頓し、通路等に障害物を置かない。

イ 出入口ドア、窓ガラスには、店舗外からの見通しを妨げるようなシール、ポス

ター等を貼付しない。

ウ 店舗駐車場及び店舗周辺においては、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注1）を確保する。

(2) カウンターの位置等

ア 店舗内にカウンターを設ける場合は、店舗の内外から見通しの良い場所に配置する。

イ レジは、カウンター越しに手が届かない位置に配置する。

2 深夜営業店舗の防犯設備

事業者等は、来店客の出入りを禁止した事務室、倉庫等を確実に施錠するほか、次に掲げる防犯設備を設置する。

(1) 店舗内の設備

ア 防犯カメラ（店内に死角が生じないように配置）

イ 店舗の出入口における来客感应装置

ウ カウンター周辺における防犯ベル等の警報装置

エ 防犯ミラー

オ 警備業者等への通報装置

カ カラーボール等直ちに使用可能な防犯機材

(2) 店舗外の設備

ア 防犯カメラ（駐車場等の警戒に配慮した配置）

イ 店舗内の通報装置と連動した構造を有する赤色回転灯等の表示装置

3 深夜営業店舗内外の警戒

事業者等及び従業員は、次に掲げるところにより、深夜営業店舗内外を警戒する。

(1) 勤務体制

深夜における勤務体制は、複数人とする。

(2) 店舗内外の警戒

不審な来店客及び店舗周辺における不審車両を早期に発見するなど、常に店舗内外を警戒する。

また、ヘルメット等で顔を覆ったまま入店するなど、特異な行動であると思われる者に対しては、声掛けを励行する。

(3) 警備業者への委託

店舗及び店舗周辺の警備を可能な限り警備業者に委託し、深夜における巡回を強化する。

4 現金の管理

事業者等及び従業員は、次に掲げるところにより、売上金等の現金（以下「現金」という。）を適正に管理する。

(1) 金庫の構造等

店舗内に設置した金庫は、固定式とするなど、容易に持ち運びできないようにするとともに、金庫に異常があった場合の通報装置を設置する。

また、金庫の鍵の保管及び管理は、事業者等の責任ある立場の者が行う。

(2) レジの適正管理

レジ内に保管する現金は、業務に支障のない程度にとどめ、多額の現金は、金庫に移し替えて保管する。

また、使用するレジは、できる限り少数とし、使用しないレジについては、施錠を確実にし、現金を抜き取る。

(3) その他

ア 店舗外への現金の搬送は、複数人で行う。

イ 店舗内に設置する現金自動預払機は、カウンターからの目視や防犯カメラによる監視が可能な場所に設置する。

5 防犯責任者の設置

(1) 防犯責任者の指定

事業者等は、条例第9条第3項の規定に基づき、深夜営業店舗ごとに防犯責任者を指定するものとする。

(2) 防犯責任者の役割

防犯責任者は、深夜営業店舗及びその周辺における犯罪を防止し、及び地域の安全拠点としての活動に取り組むため、次に掲げる役割を担うものとする。

ア 強盗等の犯罪が発生し、又はそのおそれがある場合の対応マニュアルの整備

イ 強盗等の犯罪発生時における警察への通報、犯人の特徴の確認等の具体的な従業員の任務分担の決定

ウ 防犯カメラ等の防犯設備の点検整備

エ 定期的かつ反復した防犯訓練の実施を通じた従業員に対する110番通報、防犯カメラの操作等の要領の指導

オ 犯罪被害に遭い、又は遭いそうになった者が深夜営業店舗に駆け込んできた場合に従業員が講ずべき一時保護等に関する指導

カ 警察や地域の防犯関係機関、団体等との連携体制の確立及び防犯情報の交換等

(3) 防犯責任者に対する指導、助言等

事業者等は、防犯責任者が取り組むべき事項を把握し、防犯責任者に対する指導及び助言を行うとともに、必要に応じてその業務を補助する。

6 深夜営業店舗の周辺への配慮等

事業者等及び従業員は、店舗周辺における犯罪の防止等に配慮して、次に掲げる事項に取り組むものとする。

(1) 緊急時の対応

店舗の周辺において、来店者等が生命、身体又は財産に対して危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがあると認められる場合には、ただちに警察へ通報する。

(2) 迷惑行為に対する対応

ア 店舗の周辺において、来店者等が長時間にわたって居座り、大声を出して騒ぐなどの行為による近隣居住者に対する迷惑行為を防止するため、店舗周辺において定期的に水をまく等の措置を講じるとともに、当該迷惑行為がエスカレートした場合には、警察へ通報する。

イ ゴミの散乱を防止するなど、店舗の周辺の環境整備にも配慮し、不審者を発見した場合の連絡、犯罪が発生した場合の通報等の協力が得られるよう、近隣居住者との良好な関係を構築する。

7 地域の安全拠点としての機能

事業者等及び従業員は、犯罪被害に遭い、又は遭いそうになった者が店舗に駆け込



んできた場合においては、店舗内の安全な場所で一時保護するとともに、警察等に通報するなど、緊急避難場所としての機能を発揮する。

#### 8 青少年の健全育成に向けた取組

事業者等及び従業者は、青少年の非行及び犯罪に巻き込まれる被害等を防止し、青少年の健全育成を図るため、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 青少年愛護条例により、保護者に対しては、深夜に青少年を外出させないよう義務が課されていることに加え、店舗にいる青少年に対して、帰宅を促す義務が課されていることから、深夜に店舗にいる青少年に対して、帰宅するよう声を掛ける。
- (2) 地域の少年補導員等として活動している者と連携し、青少年の非行及び犯罪に巻き込まれる被害の防止等に関する情報を交換するなど、青少年の健全な育成に協力する。

注 1 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度をいう。）が概ね3ルクス以上のものをいう。

## 犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針案

## 第1 通則

## 1 目的

この指針は、地域安全まちづくり条例（平成18年兵庫県条例第3号）第13条第1項の規定に基づき、道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下「道路等」という。）の構造、設備等について配慮すべき事項を示すことにより、県民が安全に安心して暮らすことができる地域社会を形成することを目的とする。

## 2 基本的な考え方

## (1) 指針の性格

この指針は、道路等及びこれらに附帯する設備（以下「道路等の施設」という。）を設置し、又は管理する者に対して、道路等の施設に係る企画、計画、設計、整備、維持管理等を行うに当たって配慮すべき事項を示し、もって自発的な取組を促すものである。

## (2) 指針の対象

この指針は、道路等の施設のうち、不特定の者が利用するものを対象とする。

## (3) 指針の適用

この指針は、一律に適用するものではなく、関係法令との関係、計画上の制約、管理体制の整備状況、多様な地域の特性及び自然環境等に配慮して対応するものとする。

## (4) 指針に基づく取組

この指針に基づく取組を進めるに当たっては、犯罪の発生状況、道路等の施設の整備内容、住民の要望等を踏まえて、関係者間の密接な連携により、特に配慮が必要な事項に重点を置くなど、適宜創意工夫に努めるものとする。

## (5) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

## 第2 配慮すべき事項

## 1 道路の構造、設備等

## (1) 歩道及び車道

道路の整備に当たっては、その構造、周辺の状況、利用形態等を勘案して、柵、植栽、縁石等により、歩道及び車道を分離することを基本とする。

## (2) 工作物

植栽、歩道柵、道路標識、看板等の工作物の設置に当たっては、通行人及び周辺住民からの見通しを確保する。

なお、植栽は、道路空間に潤いを与えるなどの効果を有することから、必要以上に樹木を伐採し、又はせん定することのないよう留意する。

### (3) 照明設備

- ア 周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度（注1）を確保する。
- イ 照明設備が樹木に覆われ、又は汚損して照度が低下することがないように、適宜点検する。
- ウ 周辺の状況等により、照明設備の新設又は増設が難しい場合は、門灯、広告灯等が深夜まで点灯されるよう、沿道住民、事業者等の理解及び協力を求める。

### (4) 地下道等

- ア 外部からの見通しの悪い地下道等は、照明設備により、夜間において人の行動を視認できる程度以上の照度を確保し、必要に応じて、防犯ベル、赤色回転灯、緊急通報装置等の防犯設備を設置する。
- イ 地下道等に設置した防犯設備については、地域住民等と連携し、通報訓練等を通じて、定期的に点検し、適切な整備を行う。

## 2 公園の構造、設備等

### (1) 植栽

- ア 公園の植栽を行うに当たっては、次に掲げる樹種の選定、配置、せん定等により、通行人又は周辺住民からの見通しを確保する。

なお、植栽は、周辺住民の生活に潤いを与えるなどの効果を有することから、必要以上に樹木を伐採し、又はせん定することのないよう留意する。

#### (ア) 樹冠の高い高木の選定

(イ) 繁茂、枝振り等により視線を遮らない低木の選定

(ウ) 植栽の生長に伴う枝葉の繁茂による見通しが妨げられないためのせん定等

- イ 園内全体を見通すことができない大規模な公園については、園路間の見通しに配慮して樹種を選定し、配置するとともに、植栽の生長に伴って、見通しが妨げられることのないよう、必要に応じてせん定等を行う。

### (2) 遊具、ベンチ

遊具、ベンチ等の設備により、見通しの悪い空間が生じることのないよう配慮し、人の姿が自然に捉えられるよう工夫する。

### (3) 照明設備

- ア 夜間においては、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。
- イ 照明設備が樹木に覆われ、又は汚損して照度が低下することがないように、適宜点検する。
- ウ 周辺の状況等により、照明設備の新設又は増設が難しい場合は、門灯、広告灯等が深夜まで点灯されるよう、沿道住民、事業者等の理解と協力を求める。

### (4) トイレ

- ア トイレの整備に当たっては、必要に応じて園路又は外周からの見通しが確保される場所に設置する。
- イ 夜間に利用できるトイレにおいては、建物の入口付近及び内部において、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、夜間において人の顔、行動を明確に識別できる程度以上の照度（注2）を確保する。

ウ 周囲から見通しの悪いトイレには、必要に応じて防犯ベル、赤色回転灯等の防犯設備を設置する。

(5) その他

特に犯罪が多発している地区の公園については、必要に応じて公園内に緊急通報装置、防犯カメラ等の防犯設備を設置する。

なお、防犯カメラ等の防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することがないように、定期的に点検する。

3 駐車場及び駐輪場の構造、設備等

(1) 配置

ア 可能な限り人の視線が自然な形で確保できる場所に配置する。

イ 屋根の設置に当たっては、建物への侵入の足場にならないよう、隣接する建物の窓及びベランダまでの距離を確保する。

(2) 塀、柵、垣等

ア 入口以外からの人の侵入を防止するため、容易に侵入できない構造の塀、柵、垣等を設置する。

なお、これらの塀、柵、垣等の設置に当たっては、外部から見通しできる構造とするとともに、隣接する建物への侵入の足場にならないよう配慮する。

イ 屋内に設置される駐車場又は駐輪場にあつては、可能な限り外部から見通すことができる開口部を確保する。

(3) 出入口等

施設の規模等の必要性に応じて自動ゲート管理システムを設置し、又は管理人を配置して、入場者を管理するとともに、定期的な巡回を励行する。

(4) 照明設備

ア 夜間においては、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、人の行動を視認できる程度以上の照度を確保する。

イ 工作物、樹木等により照明設備が覆われ、又は照明設備の汚損等により、照明設備の照度が低下することのないよう配慮し、適宜点検する。

(5) 防犯設備

ア 管理人等による監視が行き届かない場所については、必要に応じて防犯カメラ、防犯ミラー、人の動きを検知して点灯するセンサーライト、防犯ベル等の防犯設備を設置する。

イ 防犯カメラ等の防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することがないように、定期的に点検する。

(6) 利用者等に対する注意喚起

ア 利用者等に対して、車両等の施錠、車内における貴重品の放置防止等の注意喚起を行う。

イ 出入口には、表示板等により、防犯カメラ等の防犯設備を有している施設であることを表示する。

(7) その他

ア 施設内に物置、空調屋外機等を設置する場合は、死角が生ずることのないよう配慮するとともに、隣接する建物への侵入の足場とならないよう配置する。

イ 駐輪場においては、チェーン用パーラック、サイクルラック等の自転車を固定する装置を設置する。

### 第3 地域住民に愛着を持ってもらえる施設づくり

道路等の施設の維持管理に地域の住民が参画し、協働して取り組むことは、これらに対する住民の愛着心及び帰属意識を育み、地域の住民の視線が常に注がれることにつながることから、犯罪を企てようとする者に犯行を思い止まらせる効果を有する。このため、道路等の施設の維持管理に当たっては、次に掲げる取組を推進し、地域住民に愛される施設となるよう配慮する。

- 1 植栽、フラワーポットの設置等により、施設の緑化に努める。
- 2 落書きの消去、違法に駐車した自動車又は不法に投棄された廃自動車の排除など、犯罪を誘発するおそれのある環境の浄化に努める。
- 3 照明設備、防犯設備等には、必要に応じて異常発見時の連絡先を明示する。
- 4 アドプト制度（注3）の導入等により、道路等の施設の清掃・美化活動への地域住民の参加を促す。

- 注 1 「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度をいい、平均水平面照度（床面又は地面における平均照度。以下同じ。）が概ね3ルクス以上のものをいう。
- 2 「人の顔、行動等を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動等が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度をいい、平均水平面照度が概ね50ルクス以上のものをいう。
- 3 「アドプト制度」とは、道路等の公共施設の一部の区域、空間を「養子」とみなして、地域住民団体、企業等が「里親」となり、「養子」となった施設を保守管理していく制度をいう。

# 地域安全まちづくり推進計画（案）

兵 庫 県



# 目 次

## 第1 推進計画の基本的事項

- 1 策定の趣旨
- 2 位置付け
- 3 計画期間
- 4 評価・検証

## 第2 犯罪発生の実状とその背景

- 1 犯罪発生の実状
  - (1) 刑法犯認知状況
  - (2) 少年犯罪の増加
- 2 犯罪増加の背景
  - (1) 地域連帯感の希薄化と規範意識の低下
  - (2) 少年非行の多発
  - (3) 物理的な生活環境の変化
  - (4) 犯罪形態の進化と希薄な危機意識
  - (5) 体感治安の悪化
- 3 犯罪機会論の台頭
  - (1) 犯罪原因論から犯罪機会論へ
  - (2) 犯罪の機会を予防するための手法
- 4 地域安全まちづくりの課題
  - (1) 安全確保の意識高揚
  - (2) 犯罪抑止機能の再生
  - (3) 子ども、高齢者の安全確保
  - (4) 子どもの健全育成
  - (5) 防犯に配慮したまちづくり

## 第3 地域安全まちづくりの基本目標と基本方針

- 1 基本目標
- 2 基本方針
  - (1) 地域力の向上
  - (2) 人材の育成
  - (3) ネットワークづくり
- 3 支援の3本柱
  - (1) 地域安全まちづくり活動のための総合的な支援
  - (2) 子ども、高齢者等の安全確保
  - (3) 防犯に配慮したまちづくり



## 第4

### 現状と取組の基本方向

## 第5 推進方策

### 第1の柱 地域安全まちづくり活動のための総合的な支援

- 行動1 県民意識の高揚
- 行動2 地域ぐるみの連携促進
- 行動3 犯罪被害者等への援助

### 第2の柱 子ども、高齢者等の安全確保

- 行動4 地域で取り組む見守り活動の推進
- 行動5 犯罪等からの対応能力向上
- 行動6 規範意識の向上

### 第3の柱 防犯に配慮したまちづくり

- 行動7 防犯に配慮した施設の管理等の取組
- 行動8 防犯に配慮した基盤の整備

## 第6 数値目標

## 第7 推進体制

- 1 ひょうご防犯まちづくり推進協議会の運営
- 2 地域協働推進本部地域防犯部会の運営
- 3 市町防犯担当課長会議の運営
- 4 兵庫県被害者支援連絡協議会の運営

## 第8 参考資料

- 1 第10回県民意識調査結果（抜粋）
- 2 地域安全まちづくり条例
- 3 地域安全まちづくり条例に基づく指針
- 4 地域安全まちづくり審議会の構成及び審議経過
- 5 用語解説

## 第1 推進計画の基本的事項

### 1 策定の趣旨

安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現は、すべての県民の願いであり、私たちの生活は、安全で安心な地域社会という基盤の上に営まれなければなりません。

しかしながら、本県の治安情勢は、近年の様々な社会情勢の変化を背景として、街頭、住居等の県民生活に身近なところで発生する犯罪が多発し、県民の日常生活の安全が脅かされています。

このため、県では、県民一人ひとりが、自らの安全の確保に対する意識を高めることはもとより、地域ぐるみで犯罪を防止するための活動その他安全で快適な暮らしの実現に向けた活動を通じて安全で安心な兵庫を実現するため、平成18年4月、地域安全まちづくり条例（以下「条例」という。）を施行しました。

この計画は、県民、地縁団体等、事業者等による地域安全まちづくり活動を総合的・計画的に支援するために策定したものです。

### 2 位置付け

(1) この計画は、条例第12条の規定に基づき、地域安全まちづくり審議会の意見を聴いて、地域安全まちづくり活動の支援に関する中期的な施策及びその目標について定めるものです。

(2) 基本目標を達成するため、施策には、可能な限り数値目標を設定しています。

(3) この計画は、3つの基本方針により、8つの行動ごとに施策を体系化しています。

(4) 計画を定めたとき、又は変更したときは、条例第12条第3項及び第4項の規定に基づき、県のホームページ等で遅滞なく公表します。

### 3 計画期間

この計画の計画期間は、平成19年度（2007年度）から平成21年度（2009年度）までの3年間を計画期間とします。

なお、計画期間の途中でも、社会状況の変化等を踏まえて、必要に応じて見直します。

### 4 評価・検証

この計画は、毎年度、計画の達成状況について評価・検証を行います。

## 第2 犯罪発生 の 現状とその背景

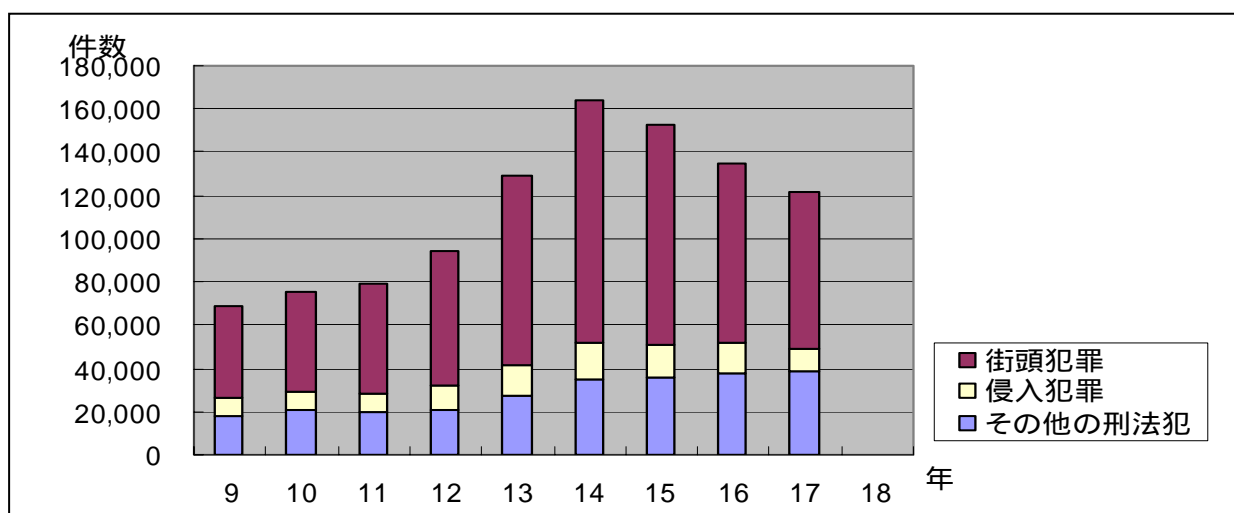
### 1 犯罪の発生状況

#### (1) 刑法犯認知状況

県下における刑法犯認知件数は、平成8年以降、犯罪の増加、凶悪化が顕著になり、平成13年、平成14年と2年連続して戦後最多を記録しました。その後、減少傾向に転じてはいますが、平成17年は、約12万2千件で10年前の約2倍の高水準で発生しています。

特に、県民生活に身近なところで発生するひったくりなどの「街頭犯罪」や空き巣などの「侵入犯罪」が依然として多発しており、全体の約7割を占めています。

	平成8年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
刑法犯認知件数	64,635	164,445	153,080	135,119	121,539	
指数(平成8年=100)	254	254	237	209	188	
街頭・侵入犯罪の割合	77.3%	77.3%	75.4%	71.0%	68.2%	

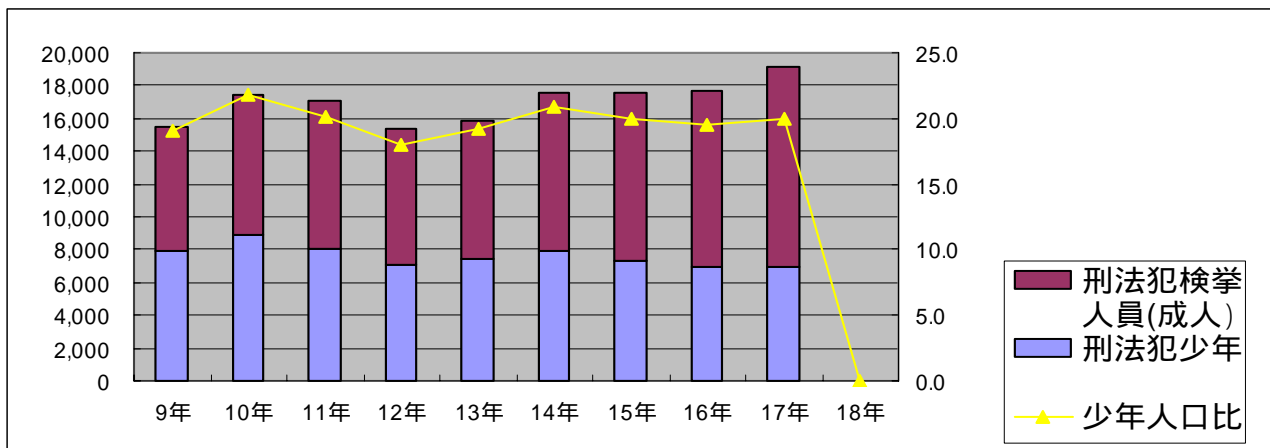


#### (2) 少年犯罪の増加

平成17年中の刑法犯少年は、7,808人で、前年と比較して1.4%増加するなど、依然として高水準で推移しており、全刑法犯検挙人員(20,087人)の38.9%を占めています。

特に、街頭・侵入犯罪の検挙人員の7割近くを少年が占めています。

また、刑法犯少年に占める万引き、自転車盗等の初発型非行も73.6%となっており、ごく普通と見られる少年が罪の意識を感じずに犯罪に手を染める傾向がうかがわれます。



## 2 犯罪増加の背景

### (1) 地域連帯感の希薄化と規範意識の低下

近年の急激な社会構造の変化と価値観の多様化のなかで、家族や地域との絆が弱体化し、地域連帯感が希薄化するとともに、人を思いやる心をはじめ、人として社会に対して果たすべき役割や責任が軽視されるなどの風潮が蔓延し、社会全体の規範意識が低下しています。

### (2) 少年非行の多発

複雑多様化した現代社会にあって、有害情報の氾濫、虐待・買春等に見られるように青少年の健全育成を担うべき大人の規範意識の低下が必然的に青少年の行動に悪影響を与えており、初発型非行が増加するとともに、粗暴化、凶悪化の度合いを深めています。

### (3) 物理的な生活環境の変化

都市化の進展により、人の流入・流出が激しくなり、住まいも中高層マンションが多くなるなかで、多くの死角空間が生み出されるとともに、隣近所の住人の顔も知らないという閉鎖的な生活環境が形成されてきました。

また、従来のもちづくりは、必ずしも犯罪を防ぐ観点から設計されていたとは言えず、これにより道路や公園等の都市施設が犯罪の機会をつくり出してきた面も見逃すことができません。

### (4) 犯罪形態の進化と希薄な危機意識

近年、国際化の進展、高度技術化に伴い、インターネットや携帯電話等を悪用した犯罪が発生し、また、外国人による凶悪、組織的な犯罪や新たな手口による犯行が多発しています。

### (5) 体感治安の悪化

平成 16 年度、県民 5,000 人(有効回答 2,902 人)を対象とした県民意識調査では、県民の約 7 割が居住地域における犯罪被害に不安感を感じています。特に小学生がいる世帯では、約 8 割近くに及んでおり、近年の犯罪の増加によって治安が悪化するなかで、子どもが被害者となる凶悪事件等により、県民の体感治安の悪化に大きく影響しています。

また、地域の安全・安心確保に向けて不十分なものとして、「防犯灯・防犯カメラの設置」(54.5%)に続き、「地域の見回りの強化」「地域の犯罪・防犯情報の提供」が上げられていることから、引続き、県民、地縁団体等、事業者と相互に連携して、犯罪を予防する活動に加えて、犯罪情報、防犯情報の提供を通じて、住民を主体とする自主防犯活動を促進していくことが重要といえます。

## 3 犯罪機会論の台頭

### (1) 犯罪原因論から犯罪機会論へ

従来は、犯罪者が犯行に及んだ原因を究明し、その原因を取り除くことにより犯罪を防止していこうとする犯罪原因論による犯罪対策が行われていました。

しかし、1980 年代に入り、犯罪を減少させることができなかつた欧米諸国では、犯罪性が低い者でも犯罪の機会があれば犯罪を実行し、犯罪性が高いものでも犯罪機会がなければ犯罪を実行しないという「機会なければ犯罪なし」という犯罪機会論により、物的環境の設計や人的環境の改善を通じて、犯行に都合の悪い状況をつくり出すことが主流となりました。

### (2) 犯罪の機会を予防するための手法

#### ア 被害対象の回避・強化

犯罪の被害対象になることを回避するため、犯罪の誘発要因を除去したり、対象物を強化する取り組みが大切です。

- (例)・建物に侵入しにくいように頑丈な錠や窓ガラス等を使う
- ・器物破損の被害を回避するために強固な材料を使用する

#### イ 接近の制御

犯罪企図者の侵入経路を制御し、物理的・心理的に犯行機会を断念、減少させる取り組みが大切です。

- (例)・建物の窓等、侵入口に接近できないよう侵入足場を取り除く
- ・通過車両が住宅地の中を通り抜けられないようにする

#### ウ 監視性の確保

周囲からの見通しを確保して、犯罪企図者が近づきにくい環境をつくる取り組みが大切です。

- (例)・暗がりを改善するために防犯灯を設置
- ・窃盗等を防ぐために外部から店舗内の見通しをよくする
- ・園内の犯罪を予防するために、住棟の側面に窓をつける

## エ 領域性の強化

居住者が「わがまち意識」を高め、コミュニティの形成、環境の維持管理、防犯活動を活発に行って、犯罪の起こりにくい領域を確保する取り組みが大切です。

(例)・コミュニティ活動を育てる

・近隣住民が公園の計画や管理に参加する

## 4 地域安全まちづくりの課題

### (1) 安全確保の意識高揚

県民が犯罪に遭わないようにするためには、県民一人ひとりが自らの安全の確保に対する意識を高め、「地域の安全は地域が守る」という意識を高めていくことが必要です。

### (2) 犯罪抑止機能の再生

地域の身近で発生する犯罪を抑止するには、県民一人ひとり、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア団体等が相互に連携することによって生れる地域力を高め、県民の自発的かつ自律的な意思に基づいて県民ぐるみの防犯活動が展開されるよう支援していくことが必要です。

### (3) 子ども、高齢者の安全確保

子どもたちを狙った凶悪事件や不審者による声かけ事案など、学校内外で子どもが犯罪被害者となる事件が後を絶たないなか、地域ぐるみで子どもを見守るなど、子どもを犯罪から守る取組が必要です。

また、最近では、高齢者を狙った悪質商法等の被害が増加するなか、高齢者等の意識啓発に取り組むなど、高齢者等を犯罪から守る取組が必要です。

### (4) 子どもの健全育成

新しい時代を担う子どもたちを取り巻く環境が悪化し、子どもの規範意識の低下が叫ばれるなか、家庭、学校、地域が一体となって、子どもの規範意識を高めるとともに、補導活動や非行少年の立ち直り支援を通じた子どもの健全育成のための取組を充実・強化することが必要です。

### (5) 防犯に配慮したまちづくり

都市の構造や施設が防犯に配慮してつくられてこなかったため、都市空間には極めて犯罪に脆弱であったことから、道路、公園、駐車場などで犯罪者に犯行の機会を与えないなど、まちづくりに犯罪を防止する観点を取り入れていくことが必要です。

### 第3 地域安全まちづくりの基本目標と基本方針

#### 1 基本目標

地域社会を構成する様々な主体の相互の連携による地域安全まちづくり活動を通じて、安全で安心な兵庫の実現を目指します。

#### 2 基本方針

安全で安心な兵庫を実現するためには、地域社会を構成する様々な主体の相互の連携による犯罪の発生実態に応じた対策が必要であることを踏まえ、「地域力の向上」「人材の育成」「ネットワークづくり」の3点を基本方針に据えて、地域の実情に応じて総合的・計画的に推進します。

##### (1) 地域力の向上

地域安全まちづくりの推進に当たっては、県民の主体的な取り組みの大切さを改めて確認した阪神・淡路大震災の貴重な経験を踏まえ、犯罪を防ぐ力の源が地域社会の結びつきの強さであり、それがあって初めて警察、県・市町は最大限の力が発揮できるとの認識のもとに「地域力」の向上を基本とした取組を推進します。

##### (2) 人材の育成

地域安全まちづくり活動に取り組む団体の取組の継続と活性化を図るため、地域安全まちづくり活動に取り組む人材の育成のための取組を推進します。

##### (3) ネットワークづくり

各地で県民、地縁団体、事業者等が主体的に行う地域安全まちづくり活動に対して、情報を共有するネットワークづくりを支援し、「地域の安全は地域が自ら守る」県民ぐるみの運動を推進します。

#### 3 支援の3本柱

##### (1) 地域安全まちづくり活動のための総合的な支援

犯罪発生の現状やこれまでの取り組みを踏まえ、市町等と相互に連携して、県民、地縁団体、事業者等による地域安全まちづくり活動に対する諸施策を総合的・計画的に推進して、県民運動として地域安全まちづくり活動を展開します。

##### (2) 子ども、高齢者等の安全確保

子どもが被害者となる犯罪や不審者による声かけ事案等が多発していることから、県民、地縁団体、事業者等と連携し、子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針に基づいて、地域ぐるみによる子どもの見守り活動など、子どもの安全を確保するための取組を推進します。

また、高齢者を狙った振り込め詐欺や悪質商法等の被害から高齢者を守るため、高齢者を対象とした防犯教室など、高齢者の安全を確保するための取組を推進します。

(3) 防犯に配慮したまちづくり

ひったくり等の街頭犯罪や空き巣・忍び込み等の侵入犯罪を防止するため、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備に関する指針等に基づいて、官民一体となった犯罪に強いまちづくりのための取組を推進します。





## 第5 推進方策

地域安全まちづくり活動に対する県支援の3本柱に沿って8つの具体的行動（アクション8）を定め、それぞれに沿って各種施策を展開します。（本文中、印のある用語は、巻末参考資料2の用語解説に掲載）

### 第1の柱 地域安全まちづくり活動のための総合的な支援

#### 行動1 県民意識の高揚

##### 犯罪情報・防犯情報の提供

（ねらい）

地域安全まちづくりに対する意識を高めるため、地域の犯罪発生状況や防犯対策を中心に、地域の情報を定期的に提供するほか、テレビ・ラジオ・県広報誌等、各種メディアを通じた広報啓発の一層の充実に努めます。

特に昨今、不審者による声かけ事案等が増加していることを踏まえ、地域の身近な情報をより早く得ることができるよう、携帯電話等の情報ツールを活用した情報発信を推進していきます。

##### <主な取組>

地域安全まちづくり活動の普及啓発（県民政策部）

犯罪の起こりにくいまちづくりにあたって効果的な活動内容を盛り込んだ「地域安全まちづくり活動マニュアル」を広く普及啓発するとともに、県内外の先進的な活動事例の紹介を充実するなど、活動の活性化に向けた支援を行います。

消費者被害の未然防止のための普及啓発（県民政策部）

悪質商法等の消費者被害を未然に防止するため、「ひょうご発 生活情報レポート Aらいふ」を発行するなど、啓発資料の普及に努めるほか、生活科学センター等における講座・学習会等の充実を図ります。

各種広報媒体の活用と内容の充実（県民政策部・企画管理部・警察本部）

地域の犯罪・防犯情報を分かりやすく解説した「防犯活動通信」「防犯ニュース」をはじめ、テレビ・ラジオ・インターネット等幅広い広報媒体を活用して、内容の充実した情報発信を行います。

また、携帯電話やパソコン等のツールがなくても、緊急情報を確実に伝達できるよう、市町と連携して、同報系防災行政無線、CATV、コミュニティFM等、多様な伝達手段の整備とその活用に努めます。

携帯電話等を活用したタイムリーな情報提供（警察本部）

ひょうご防犯ネット（ ）や警察署による情報配信システム（ ）の普及を図り、

一人でも多くの県民に、地域の犯罪・防犯情報をタイムリーに提供します。

特にひょうご防犯ネットについては、欲しい情報の選択機能や地図情報機能を付加するなど、より使いやすいものへ発展させていきます。

また、よい子ネット・ようちえんネット（ ）など、民間団体が構築したネットワークとも連携して、子どもを狙った犯罪や声かけ事案などの適切な情報提供に努めます。

数値目標項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
防犯活動通信の発行部数	2,316	8,500	順次増加		
ひょうご防犯ネット 登録者数	20,000	36,000	順次増加		

### 自主防犯意識の高揚

(ねらい)

県民一人ひとりが自主的・自律的に防犯への備えを行い、自分の安全は自分で守るとの意識の定着を図り、ひいては地域ぐるみの活動参加につなげるよう、街頭キャンペーン等の各種イベントや防犯に関するシンポジウム、講習会の開催やインパクトのあるポスター・パンフレット等の作成による県民意識の高揚に積極的に取り組みます。

また、県内各地域で様々な活動を行うグループを紹介する等、仲間づくりを応援していきます。

#### <主な取組>

##### 防犯意識の普及啓発（県民政策部・警察本部）

全国地域安全運動期間中（10月11日～10月20日）に、知事・警察・（社）兵庫県防犯協会連合会の共催により、防犯に取り組む活動団体が一堂に会する県民大会を開催します。また、毎月25日の防犯の日を中心に、各警察署において街頭防犯キャンペーン等を積極的に実施するほか、各種ポスター、パンフレット等の作成、配付を通じて、防犯に対する県民の意識醸成を図ります。

##### 防犯教室・講習会の開催（県民政策部・警察本部）

犯罪に遭わないためのノウハウや簡単な護身術などを習得できる、参加、体験型の防犯教室や講習会を県内各地で開催し、県民の参加機会の拡大を図ります。

##### 仲間づくりに役立つ情報の提供（県民政策部）

地域安全まちづくり活動を行う団体等が自ら取り組む活動内容を登録し、インターネットで情報を発信する「コラボネット」の運営を通じて、地域・分野を超えた活動ノウハウの共有や仲間づくりを応援します。

また、ボランティア活動の各種支援機関をネットワーク化した「活動支援ネット」や支援機関のキーパーソンをネットワーク化した「サポーターズネット」による活

動支援体制を強化します。

このほか、県民運動情報誌「ネットワーク」やメールマガジン「E-news」等による情報提供を行います。

かぎかけ運動の推進（警察本部）

啓発チラシの作成、配付や街頭キャンペーンの実施、駅構内におけるスポット放送など、多様な手法を活用して、県民への「かぎかけ」の呼びかけを行い、盗難被害防止を図ります。

防犯教材の貸し出し（警察本部）

地域安全まちづくり活動を行う団体等を支援するため、（社）兵庫県防犯協会連合会・単位防犯協会を通じて、防犯ビデオ、DVD等の啓発教材の貸し出しを積極的に実施します。

数値目標項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
地域安全兵庫県民大会 参加者数	500				→
地域づくり活動情報システム「コラボネット」への地域 づくり活動登録件数	3,126	6,000	8,000	10,000	→

## 行動2 地域ぐるみの連携促進

### 地域における自主防犯組織の結成促進

(ねらい)

「地域の安全は地域自らが守る」との考え方のもと、地域の自主的・自律的な活動の促進を図るため、自治会等の地域団体に呼びかけて、県内全域において自主防犯組織の結成を呼びかけ、地域の実情に応じて創意工夫に富んだ地域安全まちづくり活動が展開されるよう、積極的に支援します。

### <主な取組>

まちづくり防犯グループ( )の結成促進(県民政策部・警察本部)

地域の自主防犯組織である「まちづくり防犯グループ」の結成に際して、立ち上げ経費の助成や防犯活動用品の支給を行うほか、犯罪・防犯や先進的な活動事例等の各種情報提供や専門家による出前講座等を通じて、活動が地域に定着し、継続した取組となるよう支援していきます。

地域住民による自主防犯活動の促進(警察本部)

自治会等の地域コミュニティにおける防犯活動のきっかけづくりや活性化をねらいとした啓発活動である「ご近所の防犯運動」、地域住民と交番・駐在所との架け橋となる「地域ふれあいの会」による活動について、より一層の促進を図ります。

青色防犯パトロール( )の導入促進(警察本部)

自動車に青色回転灯を装着して防犯パトロールを行う取組が円滑に進むよう、防犯情報の提供に努めるなど、必要な支援を行います。

地域安全安心ステーションモデル事業の推進(警察本部)

警察庁が所管する事業として、地域住民が自主的に管理・運営する施設で、防犯活動の拠点として機能し得る公民館等を「地域安全安心ステーション」と位置づけ、そこを中心として行われる防犯パトロール等の活動に対して、物品の貸与などの支援を行います。

数値目標項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
まちづくり防犯グループの 結成数	984 (1,466)	634 (2,100)	600 (2,700)		→
専門家派遣出前講座の 開催数	5	30	順次増加		
地域ふれあいの会 委嘱者数	48警察署に198会3,517名を警察署長から委嘱				
青色回転灯を装備した 防犯パトロール実施団体数	20	50	継続支援		

### 自主防犯組織間の交流と連携の促進

(ねらい)

地域で点在する自主防犯組織が相互に連携し、活動範囲の面的な拡がりや活動の重点化を通じて、より効果的な取組が展開されるよう応援していきます。

#### <主な取組>

##### 県民交流広場事業の展開（県民政策部）

概ね小学校区単位の身近な地域を舞台に、県民一人ひとりが、地域安全まちづくり活動や子育て、環境・緑化をはじめとする多彩な分野での地域づくり活動に取り組むことができるよう、活動の場づくりなどへの支援を行い、元気と安心のコミュニティづくりをめざす県民交流広場事業を展開していきます。

##### 仲間づくりに役立つ情報の提供（県民政策部）【再掲】

地域安全まちづくり活動を行う団体等が自ら取り組む活動内容を登録し、インターネットで情報を発信する「コラボネット」、ボランティア活動の「活動支援ネット」・「サポーターズネット」の運営を通じて、地域・分野を超えた活動ノウハウの共有や仲間づくりを応援します。

また、県民運動情報誌「ネットワーク」やメールマガジン「E-news」等による情報提供を行います。

##### 地域安全活動連携推進事業の展開（県民政策部）

概ね小学校区程度のコミュニティ区域内において、県内各地域で立ち上がったまちづくり防犯グループ等がネットワークを形成し、先進的な活動事例を情報交換したり、地域安全まちづくり活動の協働実施を応援する地域安全活動連携推進事業を展開していきます。

数値目標項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
地域安全活動連携推進事業 によるネットワーク数		415 (415)	415 (830)		→
県民交流広場事業 実施箇所数	モデル実施 38校区	22年度までに全小学校区の7割実施想定			

## 様々な主体による活動の促進

(ねらい)

地域安全まちづくり活動の担い手には、自治会(町内会)、PTA、婦人会等のいわゆる地縁団体に加え、事業者が事業活動のかたわら、CSR(企業の社会的責任)の観点から地域社会の一員(企業市民)として取り組む事例、あるいは地域安全まちづくり活動に寄与することを目的として設立された特定非営利活動法人( )など、様々な活動主体があります。

こうした様々な活動主体による有機的な取組の輪がより一層広がるよう、参加促進を図っていきます。

### <主な取組>

#### 活動に必要な財政的基盤の充実(県民政策部)

地域安全などの活動展開に必要な資金を自前で調達できるよう、活動に取り組む団体の運営が継続的に成り立つ仕組みづくりを行います。そのため、地域づくり活動応援事業を推進するほか、ひょうごボランティア基金等を有効に活用し、各主体の活動に応じた適切な支援を行います。

#### NPOと行政の協働事業の促進(県民政策部)

地域における福祉、子育て、地域安全などの様々な課題を、NPOと行政が協働で解決していくため、取り組むべき課題とその方策について情報交換、協議を行うNPOと行政の協働会議を積極的に実施していきます。

また、NPOと行政の協働事業に対して助成を行います。

#### 関係機関・団体との防犯ネットワークの構築(警察本部)

郵便局・消防署・新聞販売店などの事業所等と連携し、事業活動のかたわら、パトロールをしたり、不審者(物)を発見した際に110番通報する取組を拡充していきます。

また、地域単位、県域単位の事業所ネットワーク会議を開催して、防犯に関する情報交換を行うなど、関係機関・団体との連携強化に努めます。

数値目標項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
地域づくり活動応援事業の助成対象件数	(1,450)	(1,901)	(2,380)	(2,860)	(3,340)
ボランティア基金による活動助成件数	2,704	毎年度3,200件を活動助成			
NPOと行政の協働提案事業へのボランティア基金助成件数	(95)	(130)	(165)	(200)	→

## 地域のリーダーたる人材の養成

(ねらい)

地域安全まちづくり活動の定着、発展には、その原動力となる強いリーダーシップを有する人材が必要です。そのため、地域安全まちづくり活動に率先して取り組み、活動の継続と定着を図る中心的存在であるリーダーの養成とその充実を図ります。

また将来的には、高齢者の増加に対応して、地域安全まちづくりに関する講座を総合的、体系的に学習できる機会を設ける等、高齢者の活動の裾野を広げるとともに、カリキュラムの充実も検討していきます。

### <主な取組>

地域のリーダーを養成する研修機会の提供（県民政策部）

防犯活動の進め方のノウハウを有するリーダーの養成講座や、地域づくり活動を実践しているリーダーを対象とした研修により、さらなる技術力と実践力の能力の向上を図ります。

地域安全まちづくり推進員の設置（県民政策部）

自ら率先して地域安全まちづくり活動に取り組み、活動を先導するとともに、警察署等の関係機関との連絡調整を担うボランティアである地域安全まちづくり推進員を設置します。

また、推進員が日常の活動で抱える悩み、リーダーシップの発揮や組織運営等に関する課題解決のために情報交換をしたり、能力向上を図る場を設け、地域のリーダーとしての資質向上を図ります。

数値目標項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
地域安全まちづくり 推進員委嘱者数		1,250 (1,250)	1,250 (2,500)		→
リーダー養成講座 延参加者数	120	250	300	400	→



活動に貢献した個人・団体への表彰  
(ねらい)

地域安全まちづくり活動の模範となる個人あるいは団体を評価、表彰することを通じて、活動に対する意欲の高揚を図ります。

<主な取組>

各種表彰制度の適切な運用（県民政策部・県土整備部・警察本部）

ひょうご地域安全まちづくり賞（ ） ひょうご県民ボランティア活動賞（ ）  
人間サイズのまちづくり賞（ ） 警察本部長感謝状などの各種表彰制度により、地域の安全に貢献した個人・団体を顕彰します。

### 行動3 犯罪被害者等への援助

#### 県民の理解促進

(ねらい)

災害が誰にでも降りかかるように、犯罪も「一生の間、犯罪被害者等にならずに過ごすことの方が困難」とされる状況にあります。社会の例外的な存在ではない犯罪被害者等がおかれている現状と支援の必要性について、県民の理解促進を図ります。

#### <主な取組>

犯罪被害者等に対する県民の理解促進（警察本部）

テレビ・ラジオ・広報誌やインターネット等、各種広報媒体を通じて、犯罪被害者等に対し、犯罪被害給付金制度、刑事手続きの流れ、被害者支援センターを紹介する等、県民への理解促進を図ります。

また、刑事手続きの流れ等が記載された「被害者の手引き」を作成し、被害直後の関係者等への交付を引き続き行っていきます。

知事部局における相談窓口設置と庁内連携体制の充実（県民政策部・警察本部）

現行の警察本部や日本司法支援センター（ ）に加え、知事部局にも犯罪被害者等の相談窓口を設置し、被害者等の多様なニーズに即応できるよう努めるとともに、警察本部との連携のもと、犯罪被害者等基本法や同基本計画の趣旨を踏まえた支援施策が前進するよう、庁内関係部局との連携体制の充実を図ります。

数値目標項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
インターネットによる犯罪被害者等啓発アクセス数	161万件	順次増加			
被害者の手引き印刷部数		20,000			→

#### 精神的、経済的負担の軽減

(ねらい)

犯罪被害者等基本計画(平成17年12月27日閣議決定)の趣旨に則った施策を推進し、不幸にして犯罪被害者等になった場合の精神的、経済的負担の軽減が図られ、県民が安心して地域安全まちづくり活動に取り組むことができる環境の整備に努めます。

#### <主な取組>

精神的負担の軽減（健康生活部・警察本部）

被害者こころの電話（フリーダイヤル）や面談等を通じて、各種相談事項について要望等を聴取して医師・弁護士を紹介したり、臨床心理士等によるカウンセリングや付添い等の支援を行うほか、健康福祉事務所において、精神科医師及び保健師等がこころのケア相談を行うなど、相談体制の充実を図ります。

また、犯罪被害者等に対して、刑事手続、捜査・検挙状況、処分状況等を適時適切に連絡するほか、被害者からの要望に基づいて、再被害防止対象者を指定して、再被害防止のための連携を強化する等の措置を講じます。

#### 経済的負担の軽減（警察本部）

犯罪被害者等給付金制度（ ）の適切な運用をはじめ、司法解剖後の遺体修復・搬送、性犯罪被害者に対する診察料の助成を通じて、犯罪被害者等が被る経済的負担の軽減を図るほか、制度のより一層の拡充に努めます。

#### 被害者支援に携わる人材の養成（健康生活部・警察本部）

こころのケアセンターにおいて、医療関係専門職等を対象に、犯罪被害者等の課題別研修を行うほか、犯罪被害者支援担当者の派遣研修等を通じて、被害者支援に携わるにふさわしい優秀な人材を育成します。

数値目標項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
健康福祉事務所における こころのケア相談	25 健康福祉事務所において実施				
犯罪被害者支援担当者の 講習会参加者数	150				→

#### 民間被害者援助団体への支援

（ねらい）

阪神・淡路大震災をはじめ、須磨連続児童殺傷事件、明石歩道橋事故、JR福知山線脱線事故等、大規模な災害や事件が発生してきた兵庫県においては、当事者相互の助け合いや地域団体・ボランティアグループ等による草の根の活動が犯罪被害者等の支援の大きな力となってきたことに鑑み、こうした民間の被害者支援団体の活動を支援します。

#### <主な取組>

##### 民間援助活動の充実（県民政策部・警察本部）

民間被害者援助団体が開催するシンポジウム、研修会への講師の派遣や啓発キャンペーンへの協力、被害者の希望による民間相談員への被害者情報提供など、活動の側面支援を行います。

また、ひょうごボランティア基金の活用等を通じて、民間被害者援助団体の財政的基盤の充実を図ります。

## 第2の柱 子ども、高齢者等の安全確保

### 行動4 地域で取り組む見守り活動の推進

地域協働による子どもの安全確保

(ねらい)

子どもが被害者となる凶悪な犯罪が全国で相次いで発生したことに加え、不審者による声かけ事案等も増加していることから、子どもが1日の大半を過ごす学校や通学路等における安全対策が求められています。

このため、学校、保護者、地域住民が連携し、地域協働による取組を促進していきます。

<主な取組>

子どもの安全を確保するための指針の普及啓発（県民政策部・企画管理部・健康生活部・教育委員会）

学校、通学路等における子どもの安全確保を図るため、学校・保護者・地縁団体等が活動をする際のガイドラインとなる「子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針」について、広く県民への普及啓発を行い、各主体が有機的に連携して子どもの安全確保に取り組もうとする機運の醸成を図ります。

登下校時における子どもの見守り活動の推進（県民政策部）

現在、県内自主防犯組織である「まちづくり防犯グループ」の約6割が子どもの登下校時の見守り活動を実施しており、さらに多くのグループがこうした活動に取り組んでいただけるよう、活動事例の紹介等を通じて普及啓発を行います。

ひょうごハート・ブリッジ運動の推進（県民政策部）

大人が子どもへの声かけや見守りを行う「ひょうごハート・ブリッジ運動」を推進し、地域が主体となった青少年育成、非行防止の機運を高めます。

子育て応援ネットの推進（健康生活部）

地域の女性団体・青少年関係団体等がネットワークを組み、見守り、声かけ、子育て相談などの子育て家庭応援運動を展開し、その中で、虐待や問題行動等のSOSをキャッチし、関係機関につなぐ活動を各地域で推進していきます。

高齢者による子どもの見守り活動の充実（健康生活部）

高齢者の知識・経験を活かした社会参加活動への期待が高まる中、老人クラブが取り組む見守り活動や子育て支援活動を支援します。

地域ぐるみの学校安全体制の整備（教育委員会）

防犯の専門家である地域学校安全指導員（スクールガード・リーダー）を市内の小学校に配置し、学校や通学路等の巡回指導や評価を行い、学校安全ボランティア（スクールガード）への指導を行うなど、市町教育委員会や各学校と連携して、学校危機管理対策を推進します。

子どもを守る 110 番の家（ ）の効果的運用（警察本部）

地域住民、事業所等と連携して、通学路等における子どもの安全拠点となる「子どもを守る 110 番の家（店・車）」について、「活動マニュアル」の作成を働き掛けるほか、小学校区単位による研修会やタイムリーな情報提供を行うなど、制度の活性化を図ります。

子どもの安全を守る設備整備（警察本部）

学校等において不審者侵入事案等が発生した際、被害拡大防止のため学校等と警察署を結ぶ「県警ホットライン」、学校等に波及するおそれのある事案が発生した際、近隣学校へ通報する「学校緊急通報制度」等を活用し、学校、通学路等における子どもの安全確保を図ります。

数値目標項目	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
ひょうごハート・ブリッジ運動メンバー登録者数	10,000	15,000	順次増員		
子育て応援ネット （子育て家庭応援推進員数）	(950)		順次増員	→	全県で展開 (2,000)
（子育てネットワークづくり）	730	777	817	→	
	全市町で立ち上げ		全校区で立ち上げ		

子どもの健全育成に適した環境づくり

（ねらい）

「地域の子どもは地域で守り育てる」との考え方のもと、地域住民の温かい眼差しを受けながら、子どもが犯罪等に巻き込まれず、安全に安心して成長できる環境づくりに努めます。

< 主な取組 >

青少年を守り育てる県民スクラム運動の実施（県民政策部）

複雑・多様化する青少年問題に対応するため、地域、学校、事業者及び行政で対応策などを協議する青少年育成スクラム会議を開催するとともに、青少年愛護活動推進員や青少年愛護活動推進協力員、青少年補導委員等との連携により図書類等収納自動販売機、図書販売店、カラオケハウス等の環境総点検活動を行うなど、青少

年を取り巻く良好な環境づくりを推進します。

#### ひょうごハート・ブリッジ運動の推進（県民政策部）【再掲】

大人が子どもへの声かけや見守りを行う「ひょうごハート・ブリッジ運動」を推進し、地域が主体となった青少年育成、非行防止の機運を高めます。

#### ひろば事業の実施（県民政策部・健康生活部）

子育て中の親子が気軽に集い、仲間づくりを通じて、子育ての不安や悩みを解決し、お互いに情報交換できる拠点として、保育所、幼稚園や児童館などに開設している「まちの子育てひろば」、地域団体と協働しながら、公園、空地、学校の校庭などを活用して、子どもたちが自由な発想でのびのびと遊べる「子どもの冒険ひろば」、商店街の空き店舗や公民館、自治会館などを活用して学校帰りの中・高校生などが気軽に立ち寄り、集う、仲間と交流できる「若者ゆうゆう広場」を開設し、子どもや若者の居場所づくりを進めるなど、地域全体で見守る環境を整備します。

#### 地域・家庭行事の普及（県民政策部）

地域・家庭の伝統行事など、地域の中で他の家族とともに体験を共有する普及事業を実施することにより、家族の一体感を高めるとともに、家族と地域の関係性を深めていきます。

#### 学校・家庭・地域連携の仕組みの構築（教育委員会）

すべての公立小中学校で、授業をはじめとする学校活動のありのままを保護者や地域住民に公開し、学校を身近に体感してもらうオープンスクールを展開するほか、PTA活動に地域住民が参画するPTCA活動、地域の教育課題解決に向けた県民による地域教育推進会議の開催などを通じて、学校・家庭・地域が連携して、子どもの安全確保などの課題に取り組もうとする機運を高めます。

#### 子どもの居場所づくり推進事業の実施（教育委員会）

心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、社会教育施設や学校等を活用した子どもの居場所（活動拠点）を整備するとともに、様々な体験活動や地域住民との交流活動等を支援することにより、子どもを見守り育てる地域の教育環境の再生を図ります。

#### 少年サポートセンターの運営（警察本部）

地域における少年の健全育成活動の拠点として、街頭補導や少年相談、非行防止教室及び子どもの防犯教室などを行う少年サポートセンターを県内 12 箇所で運営していきます。

また、非行防止教室等の機会をとらえ、「出会い系サイト」の危険性を啓発するとともに、被害児童の保護、立ち直り支援を行います。

数値目標項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
青少年育成10万店スクラム加盟店総数	98,023	97,419	100,000		→
図書类等収納自動販売機、店舗等の総点検活動延実施回数	6,000				→
図書类等収納自動販売機台数	125	20	順次減少		
ひょうごハート・ブリッジ運動メンバー登録者数	10,000	15,000	順次増員		
子どもの冒険ひろば箇所数	80 (211)	69 (280)	80 (360)		→
若者ゆうゆう広場箇所数	10 (30)	10 (40)	10 (50)	10 (60)	→
オープンスクール(学校公開)の展開	全小中学校で実施	シンポジウム開催や事例集作成を通じた内容充実			
P T C A 研究大会 延参加者数	20,000	40,000	60,000	80,000	100,000
地域教育推進会議 延参加者数	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000
	地域教育推進会議を開催し、地域の教育課題等を研究・協議				
	地域教育フォーラム等を通じた実践活動の推進				

## 家庭、施設内における安全の確保

(ねらい)

高齢者が犯罪に巻き込まれることなく、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしを続けることが出来るよう、見守り活動を推進していきます。また、家庭や施設内における児童虐待やDV、高齢者虐待に対処するため、市町との連携のもと、こうした問題に即応できる体制の充実強化を図ります。

### < 主な取組 >

家族・家庭が抱える現場の課題の把握と対策の推進(県民政策部)

様々な専門分野の学識者等と連携しながら、家族・家庭を支援する現場が抱えている課題やニーズを把握し、現場の支援者等に対して適切な助言等を行える体制・仕組みを構築するとともに、こうして把握した課題やニーズを県政や県民の取り組みに反映させ、家庭施策及び家族・家庭を支える地域の取り組みの一層の充実を図ります。

#### 児童虐待家庭に対する効果的な援助の実施（健康生活部）

子どもや家庭の問題を背景とした深刻な児童虐待事案に対してより適切に対応できるように、児童相談の第一義的な窓口となる市町の相談職員研修や連絡会議等を通じた技術的支援や助言を行うとともに、こども家庭センターの機能を充実し、専門機関として、市町や関係機関と連携し、対象児童家庭に対し一層効果的な援助を行います。

- ・児童虐待の早期発見・対応
- ・児童虐待家庭再生の指導支援とフォローアップ
- ・市町児童家庭相談に対する技術的な助言と援助
- ・児童虐待 24 時間ホットライン（休日・夜間等も 24 時間対応）の設置運営
- ・虐待した親へのきめ細やかな指導

#### DV対策の推進（健康生活部・県土整備部）

「兵庫県配偶者等からの暴力（DV）対策基本計画」に基づき、女性家庭センターの体制強化、民間シェルターに対する財政的支援等の課題に取り組むとともに、住宅の確保が困難な自立意欲のあるDV被害者に対して、恒久住宅へ移行するまでの間、利用させる一時入居住宅（ステップハウス）や、DV被害者の緊急一時保護を行う社会福祉施設や民間シェルター等の委託先の確保を図ります。

また県営住宅において、DV被害者の優先入居を実施していきます。

#### 高齢者の見守り活動の展開（健康生活部）

民生委員等によるひとり暮らしや寝たきりの高齢者に対する声かけや安否確認等の活動をより一層緊密に実施していきます。また、こうした民生委員等による見守りから警察へとつなぐ虐待防止ネットワークを構築し、高齢者のより一層の安全確保を図ります。

また、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行（平成 18 年 4 月 1 日）に伴い、関係する専門職種の資質向上や養介護施設における虐待防止等の取組を推進するための研修機会の充実を図ります。

#### 児童生徒の安心づくりコーディネーターの配置（教育委員会）

学校における児童虐待の早期発見等に際し、専門家の判断や対応が必要なケースがあることから、児童虐待に係る教職員の支援にあたるスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）を教育事務所（阪神南・東播磨・中播磨）に配置し、具体的事案ごとの対応を行います。

#### 高齢者を対象とした安全情報提供ネットワークの構築（警察本部）

振り込め詐欺、悪質リフォーム詐欺など、高齢者が被害に遭いやすい犯罪や具体的な防犯対策に関する情報について、市町、医療機関、高齢者関係団体等と連携して、あらゆる広報媒体を通じて周知が図られるように努めます。



防犯ブザーの貸し出し（警察本部）

痴漢、ひったくり等の犯罪被害に遭いやすい女性や子どもを守るため、県内交番、駐在所、駅の痴漢等被害相談所において防犯ブザーの貸し出しを積極的に実施します。

数値目標項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
こども家庭センターの機能拡充(市町児童相談体制充実の支援) (要保護児童対策協議会の設置市町数) (DV相談員の設置)	27	41			
市町職員研修、24時間ホットライン相談の実施					
DV相談員による相談業務の実施					
DV基本計画の策定と推進	計画策定	推進		計画見直し	推進
女性家庭センターの機能拡充(DV一時入居住宅(ｽｯﾌﾟ・ﾊﾙｽ)の確保戸数) (DV一時保護委託施設総数)	5	10			
	14	16	18	20	
民生委員等による高齢者の1人当り見守り活動日数	125	130	135		
高齢者の虐待防止(ネットワークの構築市町数)	2	41			
県民相談センターにおける高齢者虐待相談窓口					
各県民局における地域高齢者総合相談の実施					
専門研修の実施(毎年2回200人)					

気軽に相談できる場づくり

(ねらい)

子どもや高齢者等が、犯罪その他日常生活上において抱える様々な悩み事や、非行等に係る子どもの立ち直りを支援するため、専門家や専門機関が連携して、相談者のニーズに応じた効果的な相談体制を整備します。

<主な取組>

ひょうごユースケアネットの運営(県民政策部)

関係機関・家庭・地域が連携して、不登校やひきこもりなど、青少年の心の問題に取り組むため、電話相談、出張面接相談会、親や関係者の交流学習会などを行います。

くらしの安全・安心総合相談体制の充実(県民政策部)

各生活科学センターを悪質商法、架空請求の未然防止や被害救済、製品事故や食の不安に対する相談を行う「くらしの安全・安心総合相談窓口」と位置づけ、窓口体制等の機能の充実・強化を図ります。

地域SNSを活用した相談・情報交換の場の提供(県民政策部)

地域SNSを活用して、インターネット上で子育てや介護等の同じ悩みを持つ人が気軽に語り合い、情報交換する場を提供します。

ひょうごっ子悩み相談センターの運営(教育委員会)

児童生徒や保護者の様々な悩み事の相談に対応するため、臨床心理士、カウンセラー等が個々のケースに応じた適切な指導・助言を行い、悩みの早期解決を図ります。

こころの相談支援事業の実施(教育委員会)

児童生徒の不登校・問題行動等の課題解決に資するため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを全公立中学校・中等教育学校に、キャンパスカウンセラーを県立高等学校に配置します。

また、小学校における問題行動等の増加に対応するため、スクールカウンセラーを小学校に拠点配置するなど、児童と保護者の心の相談や教職員に対する相談支援を行います。

スクールアシスタント配置事業の実施(教育委員会)

ADHD( )等による多動性や衝動性が顕著で、行動面で著しい困難を示す児童が在籍する学校や、不登校、暴力行為等の問題行動などの課題を有する学校に「スクールアシスタント」を配置し、学校・学級運営の支援を行います。

高校生心のサポートシステムの推進（教育委員会）

高校生の問題行動の多様化・深刻化に対応するため、すべての県立高等学校に臨床心理士等の専門家をキャンパスカウンセラーとして派遣し、教育相談活動を推進します。

学校サポートチームの設置（教育委員会）

学校だけでは解決が困難な児童生徒の問題行動等の課題に対する相談や未然防止の取組及び早期対応、早期解決を行う専門家（学校・警察OB、精神科医）チームを各教育事務所に配置し、学校における複雑多様化する課題の解決への支援を行います。

各種相談窓口による対応（警察本部）

いじめや不登校、家出・万引き等の非行など女性の専門相談カウンセラーによる「少年相談室（ヤングトーク）」、女性からの性犯罪、痴漢、ストーカーなどの被害に対し、女性警察官が相談受理に当たる「レディースサポート交番」、主要駅構内に設置する「痴漢等被害相談所」、「ストーカー相談電話」など、事案に応じたきめ細かい相談対応を行います。

数値目標項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
スクールカウンセラーの配置の充実	全公立中学校・中等教育学校への配置継続 小学校など配置校種の拡大				
公立小中学校の不登校児童生徒の割合引き下げ	毎年度全国平均を下回ること 現状：小学校 0.25%(全国平均 0.32%) 中学校 2.69%(全国平均 2.75%)				
					→

自らを守る術を身につける学習機会の提供

（ねらい）

子どもや高齢者等が自らの安全を守るための術を身につけることができるよう、知識や技能の習得機会の提供に努めます。

< 主な取組 >

悪質商法等の被害防止対策の推進（県民政策部）

地域で身近な消費者問題に取り組んでいる「くらしのクリエイター」や地域団体と協働で、悪質商法に関する情報提供や地域住民への声かけ運動等を展開します。

また、悪質商法等による消費者被害を未然に防止するため、生活科学センター等において、講座・セミナーなどの啓発事業等を実施するとともに、悪質事業者に対する指導を強化していきます。

子ども・高齢者の危機回避能力の向上（教育委員会・警察本部）

子どもの安全確保や高齢者の犯罪被害防止に向けた防犯広報用ビデオ等を作製するほか、「子どもを守る 110 番の家（店）」の周知を図るためのウォーク・ラリーの実施、地域安全マップの作成、子ども又は高齢者を対象とした参加・体験型の防犯教室や防犯訓練の積極的な開催等を通じて、子どもや高齢者が自らを守る術を身に付けることができるよう、支援していきます。

また、子どもに対する声かけ事案等の発生状況を地図上に表示した「子どもハザードマップ」により、注意喚起を図ります。

少年サポートセンターの運営（警察本部）【再掲】

地域における少年の健全育成活動の拠点として、街頭補導や少年相談、非行防止教室及び子どもの防犯教室などを行う少年サポートセンターを県内 12 箇所で運営していきます。

また、非行防止教室等の機会をとらえ、「出会い系サイト」の危険性を啓発するとともに、被害児童の保護、立ち直り支援を行います。

数値目標項目	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
悪質商法等の被害防止のための声かけ運動実施団体数		22 年度までに 1,000 団体に拡大			
消費者被害未然防止のための講座・セミナー受講者数	36,406	順次増加			
ウォーク・ラリーの小学校全クラス実施率	82.9%	100%			→

非行防止活動の推進

(ねらい)

地域のボランティア、関係団体、事業者等と連携して、青少年の健全な育成を阻害する有害な環境を改善し、非行防止に効果的な環境づくりを行います。

<主な取組>

青少年を守り育てる県民スクラム運動の実施（県民政策部）【再掲】

複雑・多様化する青少年問題に対応するため、地域、学校、事業者及び行政で対応策などを協議する青少年育成スクラム会議を開催するとともに、青少年愛護活動推進員や青少年愛護活動推進協力員、青少年補導委員等との連携により図書等収納自動販売機、図書販売店、カラオケハウス等の環境総点検活動を行うなど、青少年を取り巻く良好な環境づくりを推進します。

青少年補導センター活動推進事業（県民政策部）

青少年の非行、不良行為の防止及び相談活動に取り組む青少年補導センター及び県青少年補導委員連合会の活性化を図るため、補助事業、研修事業を推進します。

薬物の乱用防止対策（健康生活部）

薬物乱用を許さない社会づくりを推進するため、地域に密着した啓発活動を展開します。特に、若年層の薬物乱用に対する理解を深めるため、大学生による薬物乱用防止啓発活動を実施するなど、啓発効果の高い活動を展開します。

少年非行総合対策「少年マナーアップ兵庫」活動の推進（警察本部）

少年の規範意識の向上と地域社会における非行防止への取組機運の醸成に向けて情報発信活動を強化するなど、関係機関・団体等と協働した地域ぐるみの非行防止活動を強化していきます。

- ・少年マナーアップ強化日（毎月10日）における少年警察ボランティア等との合同補導活動の実施
- ・青少年補導センター等に対する情報発信活動の推進
- ・少年補導職員で構成している劇団「麦の穂」「みちびき」等を学校に派遣し、寸劇形式の公演を通じた啓発活動の実施

少年サポートセンターの運営（警察本部）【再掲】

地域における少年の健全育成活動の拠点として、街頭補導や少年相談、非行防止教室及び子どもの防犯教室などを行う少年サポートセンターを県内12箇所で開催していきます。

また、非行防止教室等の機会をとらえ、「出会い系サイト」の危険性を啓発するとともに、被害児童の保護、立ち直り支援を行います。

数値目標項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
青少年育成10万店スクラム 加盟店総数	98,023	97,419	100,000		→
図書类等収納自動販売機、 店舗等の総点検活動 延実施回数	6,000				→
図書类等収納自動販売機台 数	125	20	順次減少		
大学生による薬物乱用防止 啓発活動実施校数		1	2	順次拡大	

学校、家庭における道徳観等の育成  
(ねらい)

兵庫の特色を生かした多様な体験学習や、規範意識や倫理観、公共心や他者を思いやる心などを培う道徳教育などを通じて、次代を担う子どもたちの道徳観、公共心を育みます。

また、家族や家庭をめぐる社会問題が後を絶たない現状を踏まえ、家族の絆の再構築を図るとともに、大人自身が一人の親、社会人として、子どもの模範となる行動をとるよう、普及啓発活動に努めていきます。

#### <主な取組>

県民運動による家族の絆を深める取り組みの展開（県民政策部）

家族の絆を深めるためには、県民一人ひとりが自らの家族・家庭について思いを馳せ、そのあり方等を見直していく気運を高めることが重要であることから、地域団体、企業、学校、NPO、マスコミ、行政など、官民あがての県民運動手法による取り組みを展開します。

道徳教育実践推進アクションプランの実施（教育委員会）

道徳教育のさらなる充実を目指し、「『地域教材の開発』指導資料」を活用した、地域に根ざした教材による実践的な取組を展開します。

発達段階に応じた自然・社会体験活動の実施（教育委員会）

小・中・高校と子どもの発達段階に応じた自然学校（ ） 地域に学ぶトライやる・ウィーク（ ） 高校生地域貢献事業 トライやる・ワーク（ ）等の体験事業を通じて、子どもたちに豊かな心を育む教育を推進します。

命の大切さを実感させる教育プログラムの普及（教育委員会）

自他の命を大切にすることは、時代を超えても変わらないものであることを理解させるため、小学校・中学校・高等学校の発達段階に応じた教育プログラムの普及・活用を図っていきます。

情報モラル教育（ ）サポートプランの実施（教育委員会）  
 教員等を対象に、インターネットの適正な利用などのフォーラム、研修会を開催し、情報モラルを子どもたちに適切に指導できるよう、その普及啓発を推進していきます。

数値目標項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
自然学校の実施	全公立小学校で実施				→
地域に学ぶ トライやる・ウィークの実施	全公立中学校、中等教育学校、市立盲・養護 学校中等部で実施				→
地域に貢献する トライやる・ワークの実施	新規導入 全県立高 校で実施	全県立高校で実施			→

## 第3の柱 防犯に配慮したまちづくり

### 行動7 防犯に配慮した施設の管理等の取組

#### 施設の安全管理

(ねらい)

住宅、店舗その他の施設の所有、管理者が、強盗、空き巣等の犯罪からの安全確保を図るよう、その構造、設備、管理方法等に関する情報提供等の支援を行います。

また、割れ窓理論( )にあるとおり、快適な生活環境は犯罪の抑止にも大きな効果があると考えられることから、地域住民・事業者と連携、協働した施設管理や不法投棄対策にも、取り組んでいきます。

#### <主な取組>

住宅及び住宅地の防犯指針の普及啓発(県民政策部・県土整備部)

住宅に関する防犯上の配慮事項を示した「犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針」について、広く住宅・住宅地を整備しようとする者及び所有・管理者への普及啓発を行い、防犯性の高い構造、設備を有する住宅の普及や防犯上の注意事項の周知を図ります。

深夜営業店舗の防犯指針の普及啓発(県民政策部・警察本部)

深夜営業店舗に関する防犯上の配慮事項を示した「犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針」について、広く深夜(午後11時～翌午前5時)に物品販売業を営む事業者等への普及啓発を行い、防犯性の高い深夜営業店舗とするための注意事項の周知を図ります。

事業所における防犯対策の推進(県民政策部・警察本部)

事業所における防犯対策の確立を図るため、事業所ごとに防犯訓練・教育、防犯設備の管理等を実施する「防犯責任者」の設置を促進していきます。

特に金融機関、深夜営業店舗等の犯罪に遭いやすい業種に対する防犯指導を強力に推進していきます。

不法投棄を許さない地域づくりの推進(健康生活部)

郵便局・JA、宅配業者と協定を締結して、不法投棄の早期発見や通報体制を強化していくほか、地域住民との合同パトロール、監視カメラの貸出等を通じて、地域ぐるみによる不法投棄対策を推進していきます。



#### 防犯優良マンション供給の推進（県土整備部）

（財）兵庫県住宅建築総合センター、（社）兵庫県防犯協会連合会、特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会との連携のもと、「防犯優良マンション認定制度」を創設し、広くその普及啓発を図ることで、こうした防犯上優れたマンションの供給を推進していきます。

#### 県民とのパートナーシップによる維持管理の推進（ひょうごアドプト） （県土整備部）

県が管理する道路・河川・海岸等の公共物において、一定区間ごとに美化清掃活動に取り組む参加団体（住民や企業）と管理者が「ひょうごアドプト（制度）」に基づき、合意書を締結（「養子縁組（アドプト）」）します。参加団体は担当地区の清掃美化、草刈り、植栽などを行い、県は、団体名などを表示する看板の設置や、ボランティア保険の付与、軍手・ゴミ袋の支給などにより支援します。

また、快適な生活環境の創出に取り組むことにより、地域への愛着心を深めるとともに、新たなコミュニティの形成を促進し、いきいきとした地域づくりを目差していきます。

#### 県民まちなみ緑化事業の推進（県土整備部）

学校、公園、空地などで、自治会、婦人会、老人会、NPO等が行う樹木等の植栽に係る経費を助成することにより、都市地域における環境の改善や修景を進め、県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む機運を醸成していきます。

#### 関係機関・団体との防犯ネットワークの構築（警察本部）【再掲】

郵便局・消防署・新聞販売店などの事業所等と連携し、事業活動のかたわら、パトロールをしたり、不審者（物）を発見した際に110番通報する取組を拡充していきます。

また、地域単位、県域単位の事業所ネットワーク会議を開催して、防犯に関する情報交換を行うなど、関係機関・団体との連携強化に努めます。

#### 優良防犯機器の普及促進（警察本部）

防犯設備アドバイザー（ ）と連携して、防犯教室、防犯設備展を開催するなど、防犯カメラや優良防犯部品等の普及促進を図ります。

数値目標項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
防犯優良マンションの 延認定件数			50	100	150
アドプト・プログラムによる 住民活動区間延長(km)	(90)	15 (105)	10 (115)	10 (125)	10 (135)
防犯責任者設置事業所数		20年度までに5,000			→

### 繁華街の環境浄化対策の推進

(ねらい)

健全で魅力あふれる繁華街を再生するため、客引きや青少年の健全育成に有害な店舗の営業者等に対する指導・改善を強化するとともに、地域住民、市町と連携して、迷惑駐輪、違法看板等の犯罪を誘発する恐れのある環境の浄化に取り組みます。

#### <主な取組>

##### 青少年を守り育てる県民スクラム運動の実施(県民政策部)【再掲】

複雑・多様化する青少年問題に対応するため、地域、学校、事業者及び行政で対応策などを協議する青少年育成スクラム会議を開催するとともに、青少年愛護活動推進員や青少年愛護活動推進協力員、青少年補導委員等との連携により図書類等収納自動販売機、図書販売店、カラオケハウス等の環境総点検活動を行うなど、青少年を取り巻く良好な環境づくりを推進します。

##### 防犯設備の整備(県民政策部・警察本部)

公共空間に設置する防犯カメラの効果的事例を紹介するなど、その普及啓発に努めます。

また、防犯カメラは、防犯対策として有効な一方、プライバシーへの配慮などその適正な管理運用が求められることから、県民の参考となるガイドラインの策定を検討していきます。

さらにスーパー防犯灯( )に青色誘導灯を付設することを検討しています。

##### 屋外広告物対策の推進(県土整備部)

主要道路や駅周辺の違反広告物を撤去する「違反広告物はがし隊」など、美しい地域づくりに向けた地域住民の主体的な活動を支援します。

##### 官民協働によるまちの再生(警察本部)

健全で魅力あふれる繁華街・歓楽街を再生するため、行政機関・事業者・地域住民等が参画した協議会を推進母体として、迷惑駐輪に対する啓発、環境浄化啓発パナーの掲示、違法看板撤去など、官民協働による安全・安心まちづくりを一体的に推進していきます。

数値目標項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
青少年育成 10万店スクラム 加盟店総数	98,023	97,419	100,000		→
図書类等収納自動販売機、店 舗等の総点検活動 延実施回数	6,000				→
図書类等収納自動販売機台 数	125	20	順次減少		
違反広告物はがし隊 結成団体数	50	70	80	90	100

## 行動8 防犯に配慮した基盤の整備

### まちの基盤整備

(ねらい)

犯罪の防止に配慮したまちづくりを進めるため、道路、公園、住宅など、計画的なまちの基盤整備を進めるほか、このようなまちづくりに際して参考となる情報を広く普及啓発するなど、官民協働による取組の機運醸成を図ります。

また、割れ窓理論( )にあるとおり、快適な生活環境は犯罪の抑止にも大きな効果があると考えられることから、住民主体によるこうした活動への支援を推進していきます。

### <主な取組>

住宅及び住宅地の防犯指針の普及啓発(県民政策部・県土整備部)【再掲】

住宅に関する防犯上の配慮事項を示した「犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針」について、広く住宅・住宅地を整備しようとする者及び所有・管理者への普及啓発を行い、防犯性の高い構造、設備を有する住宅の普及や防犯上の注意事項の周知を図ります。

道路・公園・駐車(輪)場の防犯指針の普及啓発(県民政策部・県土整備部)

道路等に関する防犯上の配慮事項を示した「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」について、広くこれらの施設の設置・管理者への普及啓発を行い、防犯性の高い構造、設備を有する施設の普及や防犯上の注意事項の周知を図ります。

防犯優良マンション供給の推進(県土整備部)【再掲】

(財)兵庫県住宅建築総合センター、(社)兵庫県防犯協会連合会、特定非営利活動法人兵庫県防犯設備協会との連携のもと、「防犯優良マンション認定制度」を創設し、広くその普及啓発を図ることで、こうした防犯上優れたマンションの供給を推進していきます。

住民主体による景観の形成(県土整備部)

住民主体による景観形成を支援するため、(財)兵庫県まちづくり技術センターに設置した景観基金を活用した支援・助成事業を推進していきます。

- ・景観形成地区等において、住民自ら行う建築物、門、塀等の修景
- ・ポケットパーク等の修景
- ・まちづくり住民活動の助成、アドバイザー派遣 等

防犯まちづくりの推進(県土整備部)

児童、生徒等の通学時の安全確保を図るため、通学路として指定されている箇所について、歩道・自転車歩行車道の整備を重点的に進めるほか、防犯に配慮した公

園の整備や県営住宅のエレベーターかご内に防犯カメラを設置して防犯機能の強化を図るなど、防犯に配慮した都市基盤整備を計画的に推進していきます。

数値目標項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
防犯優良マンションの 延認定件数			50	100	150

防犯に配慮した製品等の普及

(ねらい)

自動車、原付等の乗物・自動販売機・錠前など、犯罪被害の対象となりやすい製品の製造・販売業者等に対して、被害に遭いにくい製品や制度の普及に取り組むよう働きかけを行い、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。

<主な取組>

防犯設備の整備（県民政策部・警察本部）【再掲】

公共空間に設置する防犯カメラの効果的事例を紹介するなど、その普及啓発に努めます。

また、防犯カメラは、防犯対策として有効な一方、プライバシーへの配慮などその適正な管理運用が求められることから、県民の参考となるガイドラインの策定を検討していきます。

さらにスーパー防犯灯に青色誘導灯を付設することを検討しています。

事業者との連携による取組の推進（警察本部）

金融機関、コンビニエンスストア、錠前等の各業態ごとに協議会を開催するなど、関係事業者と連携を図りながら、防犯に関する情報交換や対策を進めていきます。

優良防犯機器の普及促進（警察本部）【再掲】

防犯設備アドバイザー（ ）と連携して、防犯教室、防犯設備展を開催するなど、防犯カメラや優良建物部品等の普及促進を図ります。

乗物盗対策の推進（警察本部）

自動車、原付等の乗物盗対策として、サードナンバー（ ）、グッドライダー・防犯登録（ ）、自転車防犯登録制度等の普及啓発を促進していくとともに、イモビライザー（ ）等の盗難対策として有効な製品等に関する情報提供を行っていきます。

## 第6 数値目標

「第5 推進方策」において、各施策別に設定した数値目標をここでは一覧形式によりまとめています。

### 第1の柱 地域安全まちづくり活動のための総合的な支援

数値目標項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
防犯活動通信の発行部数	2,316	8,500	順次増加		
ひょうご防犯ネット 登録者数	20,000	36,000	順次増加		
地域安全兵庫県民大会 参加者数	500				→
地域づくり活動情報システム「コラボネット」への地域 づくり活動登録件数	3,126	6,000	8,000	10,000	→
まちづくり防犯グループの 結成数	984 (1,466)	634 (2,100)	600 (2,700)		→
専門家派遣出前講座の 開催数	5	30	順次増加		
地域ふれあいの会 延委嘱者数	48 警察署に 198 会 3,517 名を警察署長から委嘱				
青色回転灯を装備した 防犯パトロール実施団体数	20	50	継続支援		
地域安全活動連携推進事業 によるネットワーク数		415 (415)	415 (830)		→
県民交流広場事業 実施箇所数	モデル実施 38 校区	22 年度までに全小学校区の 7 割実施想定			
地域づくり活動応援事業の 助成対象件数	(1,450)	(1,901)	(2,380)	(2,860)	(3,340)
ボランティア基金による 活動助成件数	2,704	毎年度 3,200 件を活動助成			
NPO と行政の協働提案事 業へのボランティア基金助 成件数	(95)	(130)	(165)	(200)	→
地域安全まちづくり 推進員委嘱者数		1.250 (1,250)	1.250 (2,500)		→
リーダー養成講座 延参加者数	120	250	300	400	→

数値目標項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
インターネットによる犯罪被害者等啓発アクセス数	161万件	順次増加			
被害者の手引き印刷部数		20,000			→
健康福祉事務所における こころのケア相談	25健康福祉事務所において実施				
犯罪被害者支援担当者の 講習会参加者数	150				→

## 第2の柱 子ども、高齢者等の安全確保

数値目標項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
ひょうごハート・ブリッジ運動メンバー登録者数	10,000	15,000	順次増員		
子育て応援ネット (子育て家庭応援推進員数)	(950)		順次増員	→	全県で展開 (2,000)
(子育てネットワークづくり)	730	777	817		→
	全市町で立ち上げ		全校区で立ち上げ		
青少年育成10万店スクラム 加盟店総数	98,023	97,419	100,000		→
図書类等収納自動販売機、店舗等の総点検活動 延実施回数	6,000				→
図書类等収納自動販売機台数	125	20	順次減少		
ひょうごハート・ブリッジ運動メンバー登録者数	10,000	15,000	順次増員		
子どもの冒険ひろば箇所数	80 (211)	69 (280)	80 (360)		→
若者ゆうゆう広場箇所数	10 (30)	10 (40)	10 (50)	10 (60)	→
オープンスクール (学校公開)の展開	全小中学校 で実施	シンポジウム開催や事例集作成を通じた内容充実			
P T C A 研究大会 延参加者数	20,000	40,000	60,000	80,000	100,000

数値目標項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
地域教育推進会議 延参加者数	5,000	10,000	15,000	20,000	25,000
	地域教育推進会議を開催し、地域の教育課題等を研究・協議				
	地域教育フォーラム等を通じた実践活動の推進				
こども家庭センターの機能 拡充(市町児童相談体制充実 の支援) 〔要保護児童対策協議 会の設置市町数〕 (DV相談員の設置)	27	41			
	市町職員研修、24時間ホットライン相談の実施				
	DV相談員による相談業務の実施				
DV基本計画の策定と推進	計画策定	推進	→	計画見直し	推進
女性家庭センターの機能拡 充 〔DV一時入居住宅 (スツッ・ハウス)の確保戸数〕 (DV一時保護委託施設総 数)	5	10			
	14	16	18	20	
民生委員等による高齢者の 1人当り見守り活動日数	125	130	135		
高齢者の虐待防止 (ネットワークの構築市町数)	2	41			
	県民相談センターにおける高齢者虐待相談窓口				
	各県民局における地域高齢者総合相談の実施				
	専門研修の実施(毎年2回200人)				
スクールカウンセラーの 配置の充実	全公立中学校・中等教育学校への配置継続 小学校など配置校種の拡大				
公立小中学校の不登校児童 生徒の割合引き下げ	毎年度全国平均を下回ること 現状：小学校0.25%(全国平均0.32%) 中学校2.69%(全国平均2.75%)				



数値目標項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
悪質商法等の被害防止のための声かけ運動実施団体数	22年度までに1,000団体に拡大				
消費者被害未然防止のための講座・セミナー受講者数	36,406	順次増加			
ウォーク・ラリーの 小学校全クラス実施率	82.9%	100%	→		
大学生による薬物乱用防止啓発活動実施校数		1	2	順次拡大	
自然学校の実施	全公立小学校で実施 →				
地域に学ぶ トライやる・ウィークの実施	全公立中学校、中等教育学校、市立盲・養護学校中等部で実施 →				
地域に貢献する トライやる・ワークの実施	新規導入 全県立高校 で実施	全県立高校で実施 →			

### 第3の柱 防犯に配慮したまちづくり

数値目標項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
防犯優良マンションの 延認定件数			50	100	150
アドプト・プログラムによる 住民活動区間延長(km)	(90)	15 (105)	10 (115)	10 (125)	10 (135)
防犯責任者設置事業所数	20年度までに5,000 →				
青少年育成10万店スクラム 加盟店総数	98,023	97,419	100,000	→	
図書类等収納自動販売機、店 舗等の総点検活動 延実施回数	6,000	→			
図書类等収納 自動販売機台数	125	20	順次減少		
違反広告物はがし隊 結成団体数	50	70	80	90	100

## 第7 推進体制

### 1 ひょうご防犯まちづくり推進協議会の運営

平成17年3月、民主導により設立された協議会組織で、県民ぐるみで防犯活動を展開するための推進母体として、地域ぐるみで安全を確保する活動や子どもを犯罪から守る活動、犯罪の起こりにくいまちをつくる活動等を推進しています。

構成団体 (会員)	地域活動団体(自治会、婦人会、子ども会等の県域団体)、学校・青少年関係団体、報道、防犯活動団体、犯罪被害者支援団体、防犯関係事業者団体、行政、警察 計104団体
代表者	会長 井戸敏三(兵庫県知事)
設立	平成17年3月8日(設立総会開催)
事務局	兵庫県県民政策部地域協働局地域安全課 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

### 2 地域協働推進本部地域防犯部会の運営

県民の自発的で自律的な地域安全まちづくり活動の一体的支援を目指す庁内推進組織である「地域協働推進本部」(本部長:知事)内に設置された部会の一つで、地域安全まちづくり条例に基づく施策の横断的、総合的な展開を図ります。

構成	知事部局、教育委員会、警察本部の関係26課室で構成
部会長	兵庫県県民政策部地域協働局長
事務局	兵庫県県民政策部地域協働局地域安全課

### 3 市町防犯担当課長会議の運営

県民が主体となった地域安全まちづくり活動を効果的に支援するため、市町防犯担当課長会議を開催し、犯罪・防犯情報の共有化、技術的助言を行うとともに、地域の実情に応じた支援方策のあり方等について検討を行います。

構成	県及び29市12町の防犯担当課長で構成
事務局	兵庫県県民政策部地域協働局地域安全課

### 4 兵庫県被害者支援連絡協議会の運営

被害者支援に関する関係機関・団体間の相互協力と緊密な連携を図り、犯罪被害者等のニーズに対応した支援活動を効果的に推進していきます。

構成	兵庫県弁護士会などの民間団体、神戸地方検察庁など国、神戸市、県の関係機関で構成
部会長	兵庫県警察本部長
事務局	兵庫県警察本部警務部警務課、兵庫県県民政策部地域協働局地域安全課

## 第8 参考資料

### 1 第10回県民意識調査結果（抜粋）

#### (1) 調査の概要

##### ア 調査の目的

本調査は、県民の価値観や行動志向、行政への評価・要望など、県民生活の基本的な意識の経年変化を大きな潮流として捉えることにより、政策形成、施策運営の基礎資料を得るため、年次テーマを「地域を舞台にした県民主体の地域づくり」とし、県民交流広場事業、地域子育てネットワーク事業、地域ぐるみ安全対策事業等、県民主体の地域づくり手法をめぐる県民の意識やニーズ、参加意欲等を調査した。

##### イ 調査年月日

平成16年11月18日～12月14日

#### (2) 地域の安全に関する調査結果のまとめ

犯罪被害への『不安』は70.2%と7割に及ぶ。

「自分が被害にあった」「家族が被害にあった」とともに乗り物盗が最も多い。「近所の人被害にあった」は空き巣が最も多い。

地域の安全・安心確保に不十分なものとして、「防犯灯・防犯カメラの設置」（54.5%）に続き、「地域の見回りの強化」「地域の犯罪・防犯情報の提供」があげられている。

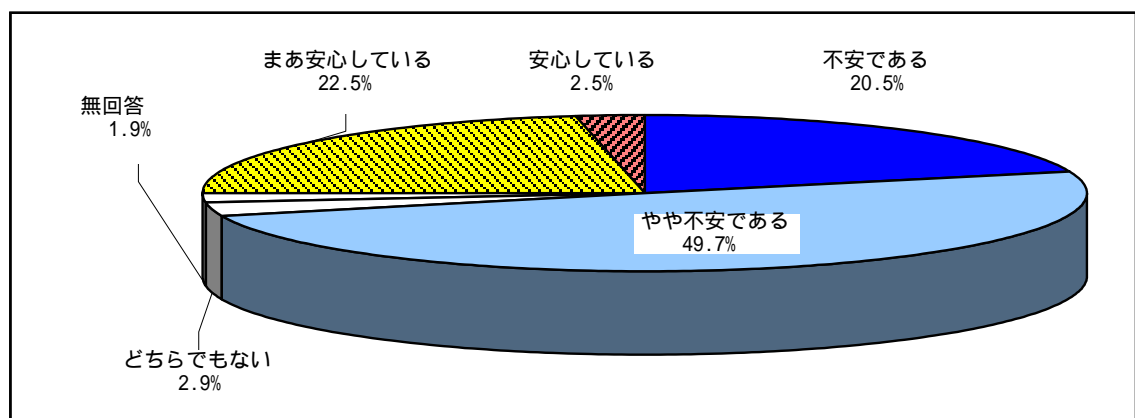
地域の安全・安心確保のため、以前からしているのは「声かけ(あいさつ)運動」、今後してみたいのは「地域の犯罪・防犯情報の提供」。

#### (3) 地域の安全に関する調査結果

##### ア 犯罪被害に対する不安

居住地域において、犯罪被害に遭うのではないかと不安感を感じている人は、「不安である」は20.5%と5人に1人に相当し、「やや不安である」は49.7%と半数に及び、両者を合わせた『不安』は70.2%と7割を占めています。

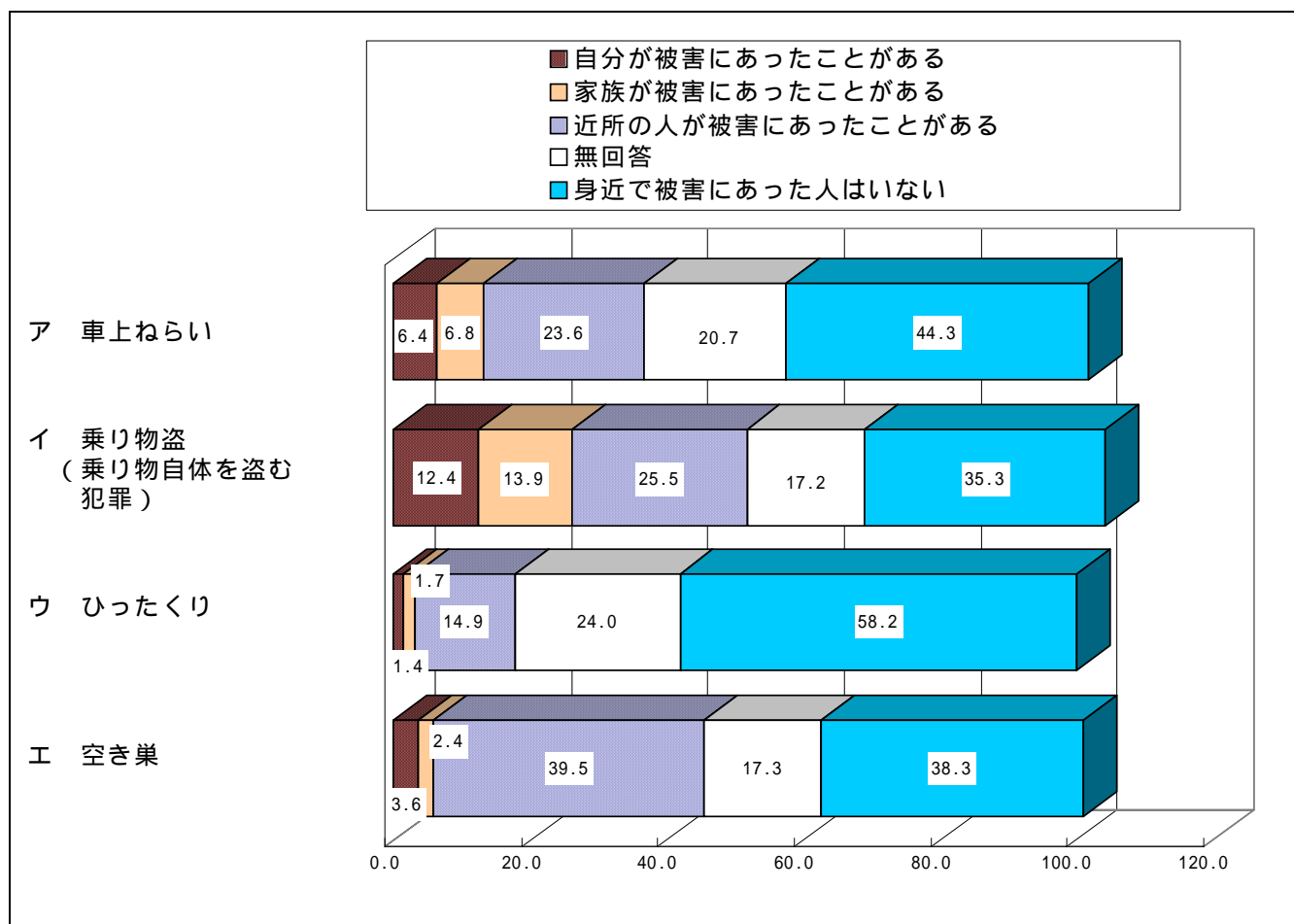
一方、「まあ安心している」は22.5%、「安心している」は2.5%で、両者を合わせた『安心』は25.0%と4人に1人の割合となっています。



## イ 自分の身近で犯罪被害にあった経験

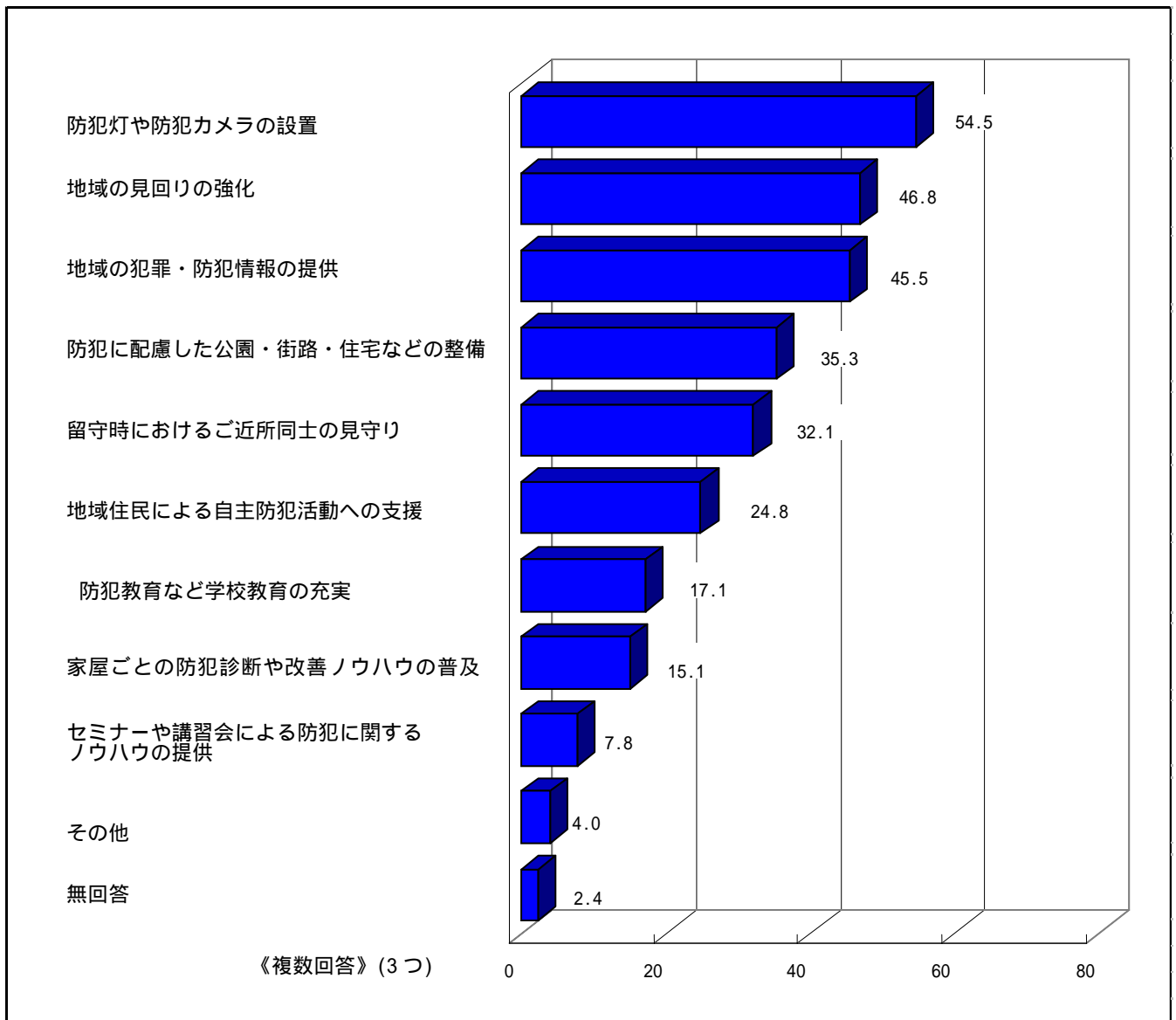
過去5年間に居住地域で、街頭犯罪や侵入犯罪などの被害に遭った人の中で、乗り物盗が12.4%と最も多く、また、家族が被害に遭った人も乗り物盗が13.9%と最も多い回答でした。

一方、近所の人が被害にあったことがあるのは空き巣が最も多く、39.5%でした。



## ウ 地域の安全・安心確保に向けて不十分な点

地域の安全・安心を確保するために、現状では、特にどのような点が不十分か、3つあげてもらくと、「防犯灯や防犯カメラの設置」が54.5%と最も多く、次いで、「地域の見回りの強化」(46.8%)、「地域の犯罪・防犯情報の提供」(45.5%)が続き、以下、「防犯に配慮した公園・街路・住宅などの整備」(35.3%)、「留守時におけるご近所同士の見守り」(32.1%)、「地域住民による自主防犯活動への支援」(24.8%)でした。



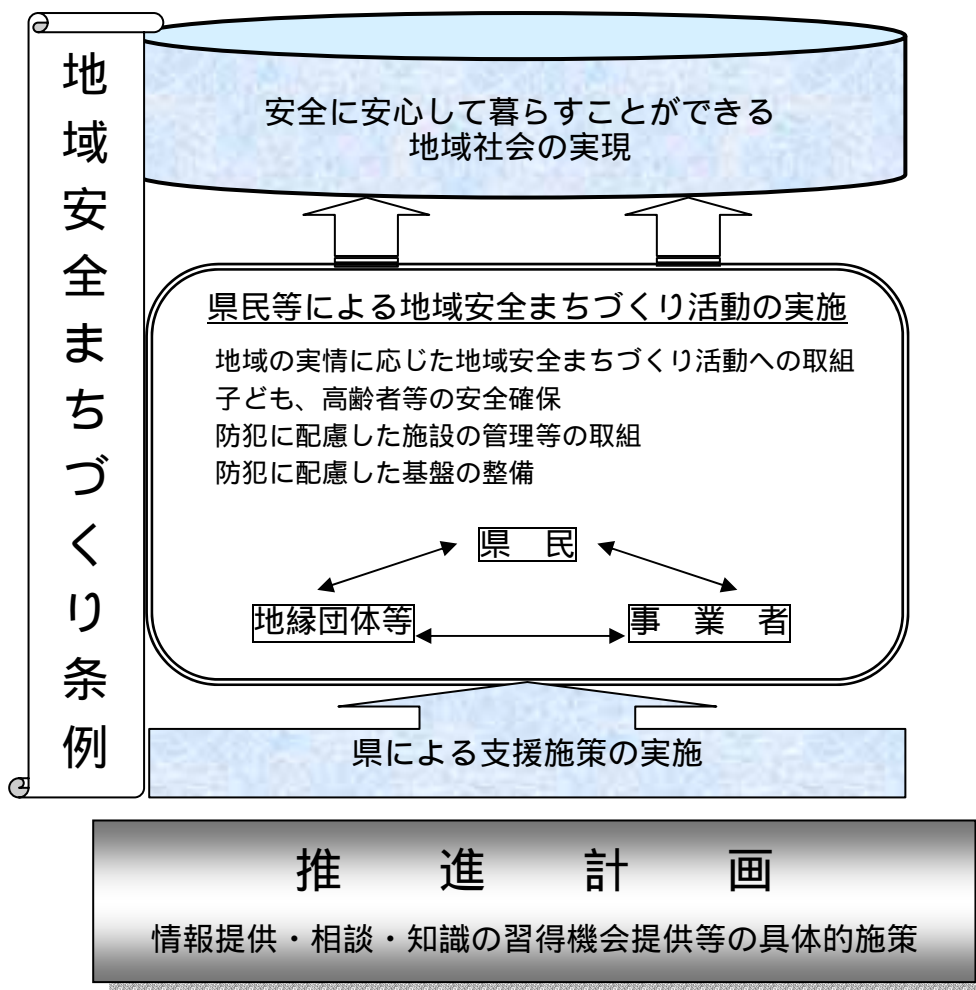
## エ 地域の安全・安心確保のための取り組み

地域の安全・安心を確保するために、現在取り組んでいることや今後取り組んでみたいことについて、防犯パトロール、通学路の監視による子どもの見守り活動など7項目について聞くと、「以前からしている」こととしては、声かけ(あいさつ)運動が41.3%と最も多く、次いで門灯の一晩中の点灯が34.4%でした。しかし、防犯セミナー・講習会への参加や地域周辺の安全マップの作成は5%以下にとどまっています。

一方、「今後してみたい」こととしては、地域の犯罪・防犯情報の提供が44.4%と最も多く、次いで防犯セミナー・講習会への参加が41.9%と続いています。

## 2 地域安全まちづくり条例

### 地域安全まちづくり条例の概要



《地域安全まちづくり条例全文掲載》

### 3 地域安全まちづくり条例に基づく指針

《子どもの安全を確保するための活動及び措置に関する指針掲載》

《犯罪の防止に配慮した住宅及び住宅地の構造、設備等に関する指針掲載》

《犯罪の防止に配慮した深夜営業店舗に係る措置に関する指針掲載》

《犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針掲載》

### 4 地域安全まちづくり審議会の構成及び審議経過

#### 地域安全まちづくり審議会委員名簿

氏 名	役 職 名	企画部会員	備 考
足立理秋	兵庫県町村会会長（神河町長）		
池田志朗	兵庫県経営者協会会長		
井上真理子	京都女子大学現代社会学部教授		会長代理
岡 修 一	兵庫県小学校長会会長		
木谷和宏	特定非営利活動法人日本ガ-デア-イン-エンジニアリング理事		
國松孝次	財団法人犯罪被害救援基金常務理事		
齋藤悦子	西宮市六軒自治会会長		
坂本津留代	神戸市西区井吹台自治会連合会会長		
白川武夫	兵庫県連合自治会会長		
瀬渡章子	奈良女子大学生生活環境学部教授		
高田光雄	京都大学大学院工学研究科教授		
林 春 男	京都大学防災研究所巨大災害研究センター教授		
細谷豊司	芦屋市浜町自治会代表		
村井佐和子	神戸地域教育推進会議副会長		
矢田立郎	兵庫県市長会会長（神戸市長）		
山下 淳	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授		会長
山田康子	弁護士		
計	17名	6名	

## 審議体制

区 分	役 割	開催回数
地域安全まちづくり審議会 (全体会)	地域安全まちづくり条例に基づき設置する附属機関で、推進計画及び指針の決定又は変更、その他地域安全まちづくりに関する重要事項について審議する。	3回(予定)
企画部会	審議会の所掌事務を分掌し、技術的・専門的な審議を機動的に行うために設置した部会	4回(予定)

## 審議経過

開催日	区 分	審 議 の 内 容
平成18年5月26日(金) 14:30～16:30	第1回 全体会	・会長の選任について ・審議会の運営について ・諮問(推進計画及び指針について)
平成18年6月20日(火) 10:00～12:00	第1回 企画部会	・指針の概要について ・指針骨子素案について
平成18年7月19日(水) 19:00～21:00	第2回 企画部会	・指針の概要について ・指針骨子案について
平成18年8月11日(金) 18:30～20:30	第3回 企画部会	・指針骨子案について ・推進計画骨子素案について
平成18年10月6日(金) 15:00～17:00	第2回 全体会	・推進計画及び指針(中間報告案)について
平成18年12月18日(月) 15:00～17:00	第4回 企画部会	・推進計画骨子案について
平成19年1月頃	第3回 全体会	・答申案について



## 5 用語解説

### 青色防犯パトロール

自動車にいわゆる青色回転灯を装着して防犯パトロールを行うこと。

県・市町・地域安全活動を目的に設立された法人など、一定の要件を有する者について、県警察が適当と証明した場合は、自動車に道路運送車両法の保安基準に適合した青色回転灯を装備して、防犯パトロールを行うことができる。

平成 18 年 12 月 15 日現在で、県内で 50 団体 158 台が青色防犯パトロールを実施している。

### アドプト・プログラム

1985 年にアメリカテキサス州で道路に散乱するごみ対策として始められた。道路等の公共施設の一部の区域、空間を「養子」とみなして、地域住民、企業等が「里親」となり、「養子」となった施設を保守管理していく仕組み。

### イモビライザー

電子的な照合システムによって、専用のキー以外では自動車のエンジンが始動できない盗難防止システムのこと。

### A D H D

多動性、不注意、衝動性を症状の特徴とする発達障害の一つ。

### グッドライダー・防犯登録

全二輪車を対象とする防犯登録制度のこと。盗難の防止及び被害発生後の早期回復を目的に導入されたもので、兵庫県二輪車安全普及協会が主体となり、平成 10 年 11 月から登録を開始している。

### 警察署による情報配信システム

33 警察署において、それぞれ独自に構築したメールを利用した犯罪情報の配信システム。県内全域の情報を配信する県警本部のひょうご防犯ネットと比較して、地域に密着したよりきめ細かい情報を発信している。

### 高校生地域貢献事業トライやる・ワーク

全県立高等学校の 1 年生を対象に、地域社会の一員としての自覚と態度を養うため、クラス・グループ単位で地域社会に貢献する活動を実施する事業。

### 子どもを守る 110 番の家

子どもが誘拐、暴力、痴漢など、何らかの被害に遭い又は遭いそうになって助けを求めてきたとき、その子どもを保護するとともに、警察、学校、家庭に連絡するなど、地域ぐるみで子どもの安全を守るための子どもの緊急避難場所をいう。

### サードナンバー

自動車の盗難予防とナンバーの偽・変造防止対策として、(財)大阪陸運協会が全国に先駆けて平成 15 年 2 月から実施した制度。

リヤウインドーの内側にナンバープレートと同じ登録番号を表示したステッカーを貼付することにより、窃盗犯人がナンバーを取り替えてもサードナンバーと異なるため、不正発見が容易となる。

なお、サードナンバーは、本来のナンバープレート(前後)に次ぐ第 3 のナンバーという意味で名付けられた。

### 自然学校

全公立小学校 5 年生を対象に、5 泊 6 日の日程で、豊かな自然の中で様々な活動を実施することで、心身ともに調和の取れた子どもの育成を図ろうとする事業。

### 情報モラル教育

子どもたちがインターネットを利用する上において求められるルールやマナーを身につけ、安全な環境で、主体的に情報に接する態度を育成しようとする教育をいう。

### スーパー防犯灯

事件、事故の発生時に緊急通報ボタンを押すことによって赤色回転灯が点灯し、非常ベルが鳴って周囲に緊急事態を知らせるとともに、インターホンにより警察官との通話が可能になる。

また、防犯カメラが設置されていることから、現場周辺における犯罪等の発生状況を確認することも可能となる。

### 地域に学ぶトライやる・ウィーク

全公立中学校 2 年生を対象に、地域や自然の中で生徒の主体性を尊重した 1 週間の様々な体験活動を通して「生きる力」の育成を図ろうとする事業。

### 特定非営利活動法人(NPO法人)

行政、企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。平成 10 年、これに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法(いわゆる NPO 法)が成立。福祉、まちづくり、環境、地域安全など、様々な分野で活動を行っている。

### 日本司法支援センター

平成 18 年 10 月に業務を開始した法的トラブルの解決に役立つ情報提供を行う機関。通称「法テラス」。兵庫県内には神戸市に兵庫地方事務所が、尼崎市と姫路市に支部がある。神戸では週 2 回、犯罪被害者の担当相談員が置かれている。

### 人間サイズのまちづくり賞

まちづくり基本条例に基づく表彰制度。安全、安心、魅力あるまちづくりの推進

に寄与する優れた建築物や顕著な功績のあった活動団体等を表彰するもの。

#### 犯罪被害者等給付金制度

故意による犯罪行為（殺人や傷害など）により、死亡した被害者の遺族や身体に重い障害を残した被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づいて、国が給付金を支給する制度。

#### ひょうご地域安全まちづくり賞

先駆的な地域安全まちづくり活動に取り組んだ者、永年地域安全まちづくり活動を継続している者等を表彰するもの。

#### ひょうご県民ボランティア活動賞

県民ボランティア活動を継続し、こころ豊かな地域コミュニティづくり等に貢献のあった個人・団体を表彰するもの。

#### ひょうご防犯ネット

子どもが被害者となる事件や事故等の身近な情報をパソコン、携帯電話のメール機能により配信するシステムである。

なお、携帯電話やパソコンの操作に不慣れな高齢者など幅広い層に利用してもらうため、ケーブルテレビへの配信を開始するなど、使いやすさにも配慮している。

#### 防犯設備アドバイザー

（社）日本防犯設備協会の防犯設備士登録者で、NPO法人兵庫県防犯設備協会理事長と兵庫県警察本部生活安全部長との連名により、委嘱された者をいう。

防犯設備アドバイザーは、金融機関・コンビニエンスストアなど、犯罪に遭いやすい店舗やビル・住宅等の設備の防犯診断や防犯指導等を行う。

#### まちづくり防犯グループ

平成 16～19 年度にかけて、兵庫県が進めている地域の自主防犯組織。自治会（町内会）、防犯協会、PTA、婦人会などの防犯活動を行っている団体で構成される。

平成 18 年 11 月 2 日現在で 1,787 グループが結成され、県内全自治会の約 7 割（7,022 自治会）が参加し、防犯パトロールや子どもの登下校時の見守り、防犯研修会開催など、多様な活動を行っている。

#### よい子ネット・ようちえんネット

よい子ネットは平成 16 年 5 月から兵庫県保育協会が、ようちえんネットは平成 16 年 11 月から兵庫県私立幼稚園協会が、運用を開始した情報配信システム。

ともに保護者に対して、声かけ事案や防犯情報を発信しており、兵庫県警察本部ではこれらのシステムと連携して、様々な情報発信を行っている。

### 割れ窓理論

軽微な犯罪も徹底的に取り締まることで凶悪犯罪を含めた犯罪を抑止できるとする理論。アメリカの犯罪学者ジョージ・ケリングが考案し、ニューヨーク市のジュリアーニ市長がこの理論を応用した治安対策に効果を発揮して広く知られるようになった。

建物やビルの窓ガラスが割られてそのまま放置しておく、その建物は管理されていないと認識され、割られる窓ガラスが増える。建物やビル全体が荒廃し、それはさらに地域全体が荒れていくというもの。「ブローケン・ウィンドウ理論」、「破れ窓理論」ともいう。

今後のスケジュール

時期	地域安全まちづくり審議会	企画部会	推進計画	指 針
5月	5/26 第1回全体会(諮問)			
6月		6/20 第1回		骨子素案
7月		7/19 第2回		骨子案
8月		8/11 第3回	骨子素案	骨子案
				↓
				市町・関係団体等からの意見聴取
				↓
10月	10/6 第2回全体会 (指針中心に中間報告案審議)			文言修正
				↓
11月			委員意見を踏まえ修正	知事説明(11/28) 議会説明 県民意見提出手続
				↓
12月		12/18 第4回	骨子案	
				↓
1月	審議会中間報告			1/25頃 策定
				↓
	第3回全体会(答申案)		県民意見提出手続	
				↓
2月	審議会最終答申			3月頃策定

